

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(鹿児島税務署長ほか)

令和元年11月6日一部認容・棄却・上告受理申立て

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年5月24日判決、本資料268号-50・順号13155)

### 変更判決

控訴人	A株式会社 (以下「控訴人A」という。)
同代表者代表取締役	甲
控訴人	C株式会社 (以下「控訴人C」という。)
同代表者代表取締役	甲
上記両名訴訟代理人弁護士	水野 武夫
同	山本 洋一郎
同	溝淵 雅男
同	菅野 直樹
被控訴人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	鹿児島税務署長 田代 大丈夫
同	熊本東税務署長 丸山 昌仁
同指定代理人	阿波野 右起
同	西田 健太
同	寺本 史郎
同	亀井 勝則

### 主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 (1) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス1095万0105円を超える部分、納付すべき税額マイナス4717円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額1761万3358円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。  
(2) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2744万0486円を超える部分及び納付すべき税額755万2600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については、平成26年10月2日付けでされた変更決定処分後のも

- の)を取り消す。
- (3) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額4771万6543円を超える部分及び納付すべき税額1357万9400円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)のうち重加算税191万4500円を超える部分を取り消す。
- (4) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2277万4420円を超える部分及び納付すべき税額578万8800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)のうち重加算税98万3500円を超える部分を取り消す。
- (5) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成22年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2444万4668円を超える部分及び納付すべき税額633万7800円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)のうち重加算税152万9500円を超える部分を取り消す。
- (6) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成23年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス5957万6184円を超える部分を取り消す。
- (7) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成24年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額341万7925円を超える部分及び納付すべき税額53万1700円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(賦課決定処分については平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)のうち過少申告加算税6万1000円を超える部分及び重加算税に係る部分を取り消す。
- (8) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額25万2000円を超える部分を取り消す。
- (9) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額24万3000円を超える部分を取り消す。
- (10) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち、51万0500円(重加算税34万6500円及び過少申告加算税相当額16万4000円の合計額)を超える部分を取り消す。
- (11) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち36万円(重加算税21万7000円及び過少申告加算税相当額14万3000円の合計額)を超える部分を取り消す。
- (12) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成22年1月1日から同

年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち42万7000円（重加算税29万4000円及び過少申告加算税相当額13万3000円の合計額）を超える部分を取り消す。

(13) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成23年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち38万1500円（重加算税24万8500円及び過少申告加算税相当額13万3000円の合計額）を超える部分を取り消す。

(14) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成24年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額13万3000円を超える部分を取り消す。

(15) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aに対する青色申告承認取消処分のうち平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度及び平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度に係る部分を取り消す。

3 (1) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額699万4953円を超える部分及び納付すべき税額153万8600円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

(2) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの）のうち所得金額1003万5553円を超える部分及び納付すべき税額237万0300円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分（ただし、平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの）のうち22万7500円を超える部分を取り消す。

(3) 熊本東税務署長が平成26年6月26日付けでした控訴人Cの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス195万0257円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額195万0257円を下回る部分を取り消す。

(4) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金額1291万6112円を下回る部分を取り消す。

(5) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス737万6203円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額2029万2315円を下回る部分を取り消す。

(6) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税相当額1万3000円を超える部分を取り消す。

(7) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分（ただし、平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの）のうち、5

万1500円（重加算税3万8500円及び過少申告加算税相当額1万3000円の合計額）を超える部分を取り消す。

(8) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。

4 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人Aに生じた費用と被控訴人に生じた費用の100分の97につき、これを5分し、その1を控訴人Aの、その余を被控訴人の負担とし、控訴人Cに生じた費用と被控訴人に生じたその余の費用につき、これを10分し、その3を控訴人Cの、その余を被控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

1 主文第1項と同じ。

2 (控訴人A)

(1) 主文第2項(1)と同じ。

(2) 主文第2項(2)と同じ。

(3) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2946万4683円を超える部分及び納付すべき税額711万8200円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの）を取り消す。

(4) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1337万6492円を超える部分及び納付すべき税額235万8900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの）を取り消す。

(5) 鹿児島税務署長が平成26年6月26日付けでした控訴人Aの平成22年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額987万1977円を超える部分及び納付すべき税額188万3200円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（賦課決定処分については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの）を取り消す。

(6) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成23年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額マイナス7120万2910円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額7120万2910円を下回る部分を取り消す。

(7) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成24年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額0円を超える部分、納付すべき税額マイナス8万3264円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額6646万4105円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（賦課決定処分に

については、平成27年6月12日付けでされた変更決定処分後のもの)を取り消す。

- (8) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (9) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (10) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (11) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (12) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (13) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成23年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (14) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Aの平成24年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (15) 鹿児島税務署長が平成25年6月26日付けで控訴人Aに対してした平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。

### 3 (控訴人C)

- (1) 主文第3項(1)と同じ。
- (2) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額781万4353円を超える部分及び納付すべき税額171万8900円を超える部分並びに重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- (3) 主文第3項(3)と同じ。
- (4) 主文第3項(4)と同じ。
- (5) 主文第3項(5)と同じ。
- (6) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (7) 熊本東税務署長が平成25年6月26日付けでした控訴人Cの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分(ただし、平成27年6月26日付けの裁決により一部取り消された後のもの)を取り消す。

(8) 主文第3項(8)と同じ。

[以下、「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」の3までの部分は、原判決を付加訂正した。下線を付した部分が、当審において、内容的に付加訂正を加えた主要な箇所である。それ以外の字句の訂正等については、特に指摘していない。]

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人Aが鹿児島税務署長から、控訴人Cが熊本東税務署長から、それぞれ、現金による仕入れの一部が架空のものであるとして、以下の処分を受けたことから、そのうち以下のものの取消しを求めた事案である(以下、控訴人らが取消しを求める各処分を併せて「本件各処分」という。)

### (1) 本件各処分及び取消しを求める対象

#### (a) 控訴人A

(受けた処分)

##### ① 法人税に関し

(i) 平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度(以下「平成18年12月期」といい、その後の年度も同様に略称する。)から平成24年12月期までの法人税の各更正処分

(ii) 上記に係る重加算税(平成23年12月期を除く。一部は過少申告加算税を含む。)の各賦課決定処分(ただし、平成19年12月期控訴人A法人税賦課決定処分については、平成26年10月2日付け変更決定処分後のもの並びに平成20年12月期ないし平成22年12月期及び平成24年12月期の控訴人A法人税各賦課決定処分については、平成27年6月12日付け変更決定処分後のもの。以下、併せて「控訴人A法人税各賦課決定処分」といい、各上記(i)の各更正処分と併せて「控訴人A各法人税処分」という。)

##### ② 消費税に関し

(i) 平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成18年12月課税期間」といい、その後の期間も同様に略称する。)から平成24年12月期課税期間までの消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の各更正処分(以下、併せて「控訴人A消費税等各更正処分」という。)

(ii) 上記に係る重加算税の各賦課決定処分(以下、併せて「控訴人A消費税等各賦課決定処分」といい、控訴人A消費税等各更正処分と併せて、「控訴人A各消費税処分」という。)

##### ③ 青色申告に関し

平成18年12月期以後の青色申告の承認を取り消す旨の処分(以下「本件青色申告承認取消処分」という。)

(取消しを求める処分)

ア 控訴人A各法人税処分(前記①(i)、(ii))

イ 控訴人A消費税等各賦課決定処分(前記②(ii))

ウ 本件青色申告承認取消処分(前記③)

#### (b) 控訴人C

(受けた処分)

④ 法人税に関し

(i) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間（以下「平成18年6月期」といい、その後の期間も同様に略称する。）から平成24年6月期までの法人税の各更正処分

(ii) 平成18年6月期及び平成19年6月期に係る重加算税の賦課決定処分（以下「控訴人C法人税各賦課決定処分」という。）

⑤ 消費税に関し

(i) 平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間（以下「平成18年6月課税期間」という。）から平成20年6月課税期間まで、平成22年6月課税期間及び平成24年6月課税期間の消費税等の各更正処分（以下、併せて「控訴人C消費税各更正処分」という。）

(ii) 平成18年6月課税期間、平成19年6月課税期間及び平成24年6月課税期間に係る重加算税の賦課決定処分（以下、併せて「控訴人C消費税等各賦課決定処分」といい、控訴人C消費税等各更正処分と併せて、「控訴人C各消費税処分」という。）

(取消しを求める処分)

ア 上記④(i)の各処分のうち平成18年6月期、平成19年6月期、平成22年6月期、平成23年6月期及び平成24年6月期に係る法人税の各更正処分（ただし、平成19年6月期に係るものについては平成27年6月26日付け裁決後のもの）及び上記④(ii)の控訴人C法人税各賦課決定処分（以下、これらを併せて「控訴人C各法人税処分」という。）

イ 控訴人C消費税等各賦課決定処分（上記⑤(ii)）。ただし、平成19年6月課税期間に係るものについては平成27年6月26日付け裁決後のもの）

(2) 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、控訴人らがこれを不服として控訴した。

2 前提事実（認定根拠を掲記しない事実は争いが無い。なお、書証は特記しない限り全て枝番を含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

ア 控訴人Aは、肉、野菜及び水産魚介類の卸並びに小売業を目的とする株武会社であり、鹿児島市内に本店を置くほか、福岡、長崎、別府（大分県）、宮崎、広島、大阪、北関東（栃木県）、高崎（群馬県）、伊東（静岡県）及び横浜の10箇所に営業所（以下、個別に「福岡営業所」等その所在地で示す。）を有している。（控訴人Aの業務目的につき、弁論の全趣旨）

控訴人Aは、昭和45年7月1日、同年5月1日ないし同年12月31日の事業年度以後の法人税の確定申告について、青色申告の承認を受けた。

控訴人Aは、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税等の経理処理について、取引金額の総額を本体価格と消費税等の額に区分して整理する税抜経理を採用している。（乙A38）

イ 控訴人Cは、肉、野菜及び水産魚介類の卸並びに小売業を目的とする株式会社である。

控訴人Cは、控訴人Aと別法人であるものの、役員は常駐しておらず、職責上の地位を「営業所長」とする者が配置され、その者が日常の業務を取り仕切っている。控訴人Cの業態及び役員構成は控訴人Aとほぼ共通しており、実質的に見て、同社の熊本にお

ける営業所として機能していた（なお、以下、控訴人Cのことを「熊本営業所」ということがある。乙共1参照）。

控訴人Cは、平成8年9月2日、同年7月10日ないし平成9年6月30日の事業年度以後の法人税の確定申告について、青色申告の承認を受けた。

控訴人Cは、平成18年6月課税期間ないし平成24年6月課税期間の消費税等の経理処理について、取引金額の総額を本体価格と消費税等の額に区分して整理する税抜経理を採用している。（乙B33）

ウ 熊本国税局、鹿児島税務署及び熊本東税務署の職員は、平成24年10月2日から控訴人らに対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）を実施した。

その結果、控訴人らの事業に係る商品の仕入れ（控訴人らの各損益計算書において売上原価として計上された「商品仕入高」ないし「仕入高」に係る仕入をいう。）の一部が架空の仕入れであると認定され、平成25年6月26日付けで、本件各処分等がされた（ただし、控訴人C各法人税処分及び控訴人C消費税等各賦課決定処分のうち平成19年6月期に係るものについては平成27年6月26日付け裁決前のもの。同裁決後の本件各処分に係る税金の計算は、原判決別紙2のとおりである。）。

エ なお、控訴人Aの営業所のうち、伊東営業所及び横浜営業所を除くもの及び控訴人C（以下、控訴人Aの営業所のうち、伊東営業所及び横浜営業所を除くものと控訴人Cとを併せて「本件各営業所」という。）の仕入れには、原判決別紙3及び4のとおり、現金で代金の支払がされ、代金の受領につき領収証が存在する仕入れが含まれていた（以下、このような仕入れの仕方を「現金仕入れ」という。）ところ、そのうち当該仕入れの裏付けがなく、仕入先が特定できないもの（以下「本件現金仕入れ」という。）が架空の仕入れであると認定された。

## （2）課税の経緯

### ア 確定申告

控訴人Aは、鹿児島税務署長に対し、平成18年12月期ないし平成24年12月期の法人税について原判決別表1の1「確定申告」欄の該当欄記載のとおり、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税等について原判決別表2の1「確定申告」欄記載のとおり、それぞれ申告した。（乙A4～7、9～18）

ただし、鹿児島税務署長は、平成22年2月17日付けで、控訴人Aに対し、平成19年12月期の前記申告について課税留保金額に対する税額に対する誤りがあるとして、法人税額を41万1900円減額する更正処分をした。（乙A8）

控訴人Cは、熊本東税務署長に対し、平成18年6月期ないし平成24年6月期の法人税について原判決別表1の2「確定申告」欄の該当欄記載のとおり、平成18年6月課税期間ないし平成24年6月課税期間の消費税について原判決別表2の2「確定申告」欄記載のとおり申告した。（乙B4～17）

### イ 更正処分等

鹿児島税務署長は、平成25年6月26日付けで、控訴人Aに対し、平成18年12月期ないし平成24年12月期の法人税について原判決別表1の1「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、平成18年12月課税期間ないし平成24年12月課税期間の消費税等について原判決別表2の1「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、



控訴人A各法人税処分（ただし、控訴人A法人税各賦課決定処分の一部については、後記平成26年10月2日付け変更決定処分及び平成27年6月12日付け変更決定処分の前のもの）及び控訴人A各消費税処分をした。（乙A19の1、乙A20～32、37）。

鹿児島税務署長は、平成25年6月26日付けで、控訴人Aに対し、本件青色申告承認取消処分をした。（乙A19の2）

熊本東税務署長は、平成25年6月26日付けで、控訴人Cに対し、平成18年6月期ないし平成24年6月期の法人税について原判決別表1の2「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、平成18年6月課税期間ないし平成20年6月課税期間、平成22年6月課税期間及び平成24年6月課税期間の消費税等を原判決別表2の2「更正処分及び賦課決定処分」欄記載のとおり、控訴人C各法人税処分及び控訴人C各消費税処分をした。（乙B18～29）

上記各処分は、①本件現金仕入れに係る領収証は、本件各営業所のうち福岡営業所を除くものの各営業所長又は従業員が仮名により作成したものであり、住所の記載がないこと、②本件現金仕入れのうち福岡営業所に係るものについては領収証の保存がなく、出金伝票のみで商品仕入高が計上されており、かつ、法人総勘定元帳に仕入先の記載がないこと等から、本件現金仕入れに係る仕入高は架空に計上されたものと認められ、本件現金仕入れに係る売上原価については、本件各事業年度の損金の額に算入することができず、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入することができないこと等を理由とするものであった。（乙A19～32、乙B18～29）

#### ウ 異議

控訴人Aは、平成25年8月16日、鹿児島税務署長に対し、控訴人A各法人税処分、控訴人A各消費税処分及び本件青色申告承認取消処分の取消しを求め異議申立てをしたが、同署長は、同異議申立てをいずれも棄却した。（乙A33、34）

控訴人Cは、同日、熊本東税務署長に対し、控訴人C各法人税処分及び控訴人C各消費税処分の取消しを求め異議申立てをしたが、同署長は、同異議申立てをいずれも棄却した。（乙B30、31）

#### エ 裁決

控訴人Aは、平成25年12月10日、国税不服審判所長に対し、控訴人A各法人税処分、控訴人A各消費税分及び本件青色申告承認取消処分の取消しを求めて、審査請求をしたが、同所長は、平成27年6月26日付けで、同審査請求をいずれも棄却した。（乙A35、36）

なお、鹿児島税務署長は、控訴人Aに対し、平成26年10月2日付けで、平成19年12月期の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を原判決別表1の1「変更決定処分」欄記載のとおりとする賦課決定をし、平成27年6月12日付けで、平成20年12月期ないし平成22年12月期及び平成24年12月期の法人税に係る過少申告加算税及び重加算税を原判決別表1の1「変更決定処分」欄記載のとおりとする賦課決定をした。（乙A37）

控訴人Cは、平成25年12月10日、国税不服審判所長に対し、控訴人C各法人税処分及び控訴人C各消費税処分の取消しを求めて、審査請求をしたが、同所長は、平成

27年6月26日付けで、原判決別表1の2記載の平成19年6月期の「裁決」欄及び原判決別表2の2記載の平成19年6月課税期間の「裁決」欄記載のとおりとし、その余の審査請求を棄却した。(乙B3、32)

(3) 本件訴訟の提起

控訴人らは、平成27年10月29日、本件訴訟を提起した(提起後、請求の減縮があった。)

(4) 控訴人らにおける在庫管理等

ア 控訴人Aの本社(以下「控訴人本社」という。)は、控訴人本社による商品の仕入れや控訴人本社から本件各営業所への商品の移送等について、商品の入庫、出庫及び移送等を管理するシステム(以下「商品管理システム」という。)を導入している。

控訴人本社及び本件各営業所における商品の入庫数量、出庫数量等は、商品管理システムで一括して管理されている。

イ 控訴人らの仕入れ及び売上げのうち、控訴人本社が介在するものは、全部商品管理システムで管理されている。

また、本件各営業所の売上げは、控訴人本社を介在しない場合であっても、本件各営業所で商品管理システムに入力され、同システムで管理されている。

これに対し、本件各営業所の仕入れのうち、控訴人本社を介さず、本件各営業所が直接現金で行ったものは、商品管理システムではなく、本件各営業所に備え付けられた物品出納帳や物品受払簿等の名称の手書きの台帳(以下、これらの台帳を単に「物品出納帳」といい、本件各営業所で使用されている個々の物品出納帳を併せて「本件物品出納帳」ということがある。)で管理されている。本件現金仕入れも、本件物品出納帳で管理されていた。

ウ 本件物品出納帳は、事業年度単位ごとに、また、商品の品目ごとに作成され、(a)取引年月日、売上先の名称、移送先、移送元名、廃棄・冷凍等の商品の入出庫の態様のほか、(b)控訴人本社からの入庫数量及び本件各営業所における現金仕入れに係る数量、(c)売上げ、廃棄・冷凍・控訴人本社への移送等の数量及び(d)月末や事業年度末等の在庫数量等が記載されている。

エ 控訴人本社から本件各営業所へ商品が移送された場合、商品管理システム上、控訴人本社の在庫から外され、本件各営業所の在庫に加えられるとともに、移送を受けた営業所の物品出納帳に記載される。

本件各営業所から控訴人本社へ商品が移送された場合、物品出納帳に記載されるとともに、商品管理システム上、在庫として入力される。

オ(ア) 控訴人らにおける仕入れについては、請求書、納品書等を基に会計伝票が作成され、これに基づいて法人総勘定元帳に反映する。

本件各営業所における現金仕入れ(本件現金仕入れを含む。)については、領収証等が控訴人本社に送付され、控訴人本社で、会計伝票を作成し、法人総勘定元帳に反映する。

(イ) 控訴人らにおける売上げについては、控訴人本社において、商品管理システムにより請求書が出力され、同請求書を基に会計伝票が作成され、これに基づいて法人総勘定元帳に反映する。

本件各営業所の売上げについては、商品管理システムに入力される。

(ウ) 控訴人本社及び本件各営業所は、それぞれにおいて管理する商品について、実地棚卸しを行っている。

本件各営業所で管理する商品については、本件各営業所が棚卸記入表を作成し、控訴人本社にファクシミリ送信し、控訴人本社がこれに基づいて、商品在庫数量等を商品管理システムに入力する。控訴人Aは決算期である12月末の商品在庫数量に基づいて、控訴人Cは決算期である6月末の商品在庫数量に基づいて、各期末棚卸商品の金額を算出し、その金額を法人総勘定元帳に反映する。

カ 本件現金仕入れに係る領収証等（ただし、福岡営業所では、このような領収証は作成されていなかった。）は、本件各営業所の所長（以下、併せて「本件各営業所長」という。）が取引先の名称に仮名を用いて作成したものである。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件現金仕入れが架空のものであったか否か。

#### 【被控訴人の主張】

本件現金仕入れは、以下のとおり、実態のない架空のものであったので、このことを理由とする本件各処分は適法である。

ア 本件現金仕入れについては、福岡営業所に係るものについては売上傳票が、本件各営業所のうちその余のものについては、領収証が作成されている（以下、本件営業所のうち福岡営業所を除くものの仕入れに係る領収証を「本件領収証」という。）が、これらは、売主である仕入先業者が作成したのではなく、買主である本件各営業所長が作成したものであり、かつ、仕入先業者の名前や名称を勝手に考えて仮名で記載したものである。

なお、消費税法30条7項によれば、課税業者が課税仕入れ等に係る税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないが、本件領収証はこれらの要件を満たすものではない。

したがって、本件領収証は、本件現金仕入れが実際に行われたことを裏付ける証拠とにならない。

イ 本件各処分に係る税務調査における控訴人ら代表者及び本件各営業所長の供述は、以下のとおり、信用できない。

(ア) 控訴人ら代表者は、本件税務調査において、本件現金仕入れは、正規の市場のルートを通さずに商品を安値で購入する「バッタ買い」又は市場を通さずに漁師等から直接に魚介類を購入する「浜買い」（以下、併せて「浜買い等」という。）であり、市場等を通すより安価の仕入れが可能となること、市場での買付けでは十分な量の確保ができない場合があること、仕入後、商品が死亡することがあること等の理由から、このような取引が現実に行われている旨述べた。また、本件各営業所長等は、本件各処分に係る税務調査において、概ね、市場外で見知らぬ者から伊勢エビ等を買ってほしいと声をかけられ、その場で購入するかその後再会した上で購入するが、仕入先業者は毎回違うことが多く、ほとんどが1回だけの人と思われ（ただし、福岡営業所長、長崎営業所長、宮崎営業所長、広島営業所長及び熊本営業所長による供述）、売主が領収証を発行してくれないこともあり、売主である業者の名前や住所を特定できない旨述べた（以下に引用する控訴人ら代表者、本件各営業所長等の供述は、特記のない限り、本件税務調査にお

ける同人らの供述をいう。)

- (イ) しかしながら、本件現金仕入れは4300回以上に及んでおり、特に、福岡、長崎、宮崎の各営業所では、平成20年12月期から平成23年12月期までの間、本件現金仕入れは週2回以上されており、営業所別に見ると、福岡営業所では709回、長崎営業所では787回、別府営業所では106回、宮崎営業所では640回、広島営業所では932回、大阪営業所では407回、北関東営業所では266回、高崎営業所では411回、熊本営業所では79回に及んでいるところ、上記供述のとおり、ほとんどの業者が1回しか取引しなかったとすると、各営業所の市場エリアに素性の明らかでない浜買い等業者が多数存在することになり、市場関係者らにおいても容易にその存在が判明するはずであるが、本件税務調査において、同市場関係者らから、そのような供述はされなかった。
- (ウ) 福岡営業所長、長崎営業所長、宮崎営業所長、熊本営業所長及び広島営業所長は、浜買い等の業者から偶然取引を持ちかけられる旨述べたが、そのような偶発的な取引によって、取引上の必要に応じて柔軟に商品を仕入れることができるとは考えられず、控訴人ら代表者等が供述する浜買い等の理由と矛盾する。また、営業担当者が需要に応じて確実に商品を仕入れるためには、仕入先業者に連絡する必要があると考えられるが、本件各営業所長は仕入れ業者の名前や住所を知らない旨供述しており、整合性がない。
- (エ) 福岡営業所長、長崎営業所長及び広島営業所長は、浜買い等をする理由に、商品が良ければ購入し、問題のない商品を確保できる旨供述したが、浜買い等により仕入れた商品が大量に廃棄されたことに鑑みると、不合理である。
- (オ) 本件現金仕入れは、福岡、長崎、別府、宮崎、広島、大阪、北関東、高崎及び熊本と広範囲にわたって行われ、かつ、前記各供述によれば、本件現金仕入れに係る浜買い等の業者は不特定多数人であったにもかかわらず、本件現金仕入れに係る上記供述内容は、いずれも酷似しており、不自然である。
- (カ) 本件税務調査において、市場関係者及び控訴人らの同業者はいずれも、浜買い等の存在を否定する供述をしている。
- (キ) 本件現金仕入れには、牛肉を対象とする取引も含まれているところ、牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）により、事業者は、牛1頭ごとに個体識別番号を付与する等しなければならないこととされている。これに対し、広島営業所長は、浜買い等によって個体識別番号のない牛肉を仕入れ、これを顧客に販売した旨述べたが、販売業者が、同法に違反して、牛肉を浜買い等したとは考え難い。
- (ク) 証人乙の証言には、控訴人本社でバッタ取引をしたことがあるとする部分がある。しかしながら、同証言は、控訴人本社は、平成25年12月3日、同月16日、同月20日、同月24日、同月27日にバッタ取引を行ったとするものであるが、本件各営業所のみで行われていたバッタ取引が、控訴人らの審査請求の前後にかけて、控訴人本社においても連続して行われたとは考え難い。
- また、同証言には、上記バッタ取引の際、売主は偽名によると思われる領収証を交付したとする部分があるが、これは、本件各営業所長が、バッタ取引業者は領収証や納品書を作成しないと述べたことと矛盾する。

- (ケ) 本件各営業所長が仮名で領収証等を作成できるとなると、本件各営業所長が不正の目的で、架空の領収書等を偽造するおそれがあるが、控訴人らは、このような不正行為を防止するための方策を採っていない。
- (コ) 控訴人らは、本件各営業所長が、現金仕入れによって仕入れた商品を、事務員が確認している旨主張する。しかしながら、本件各営業所長は、本件現金仕入れに係る商品を自ら各営業所の水槽に移すのであり、その際に事務員が常時居合わせて、作業の様子を見ていたとは限らない。また、仮に事務員が同作業の様子を見ていたとしても、事務員が、同商品が浜買い等に係る商品なのか、市場から仕入れた商品なのかを判別できたとは考えられない。したがって、控訴人ら主張の上記事実は、本件現金仕入れを裏付けるものではない。
- ウ 控訴人らは、本件現金仕入れの結果が本件物品出納帳に記載されている旨主張するが、以下のとおり、本件物品出納帳は信用できない。
- (ア) 本件物品出納帳は、取引の日付が前後している箇所が存在する。このことからすれば、本件物品出納帳は、取引の都度、商品の入出庫の状況が記載されたものでないことが推認される。

また、控訴人らにおいては、商品は顧客に売り渡されているが、代金の支払がされていないため、出庫扱いにしない扱い（いわゆる回し伝票）等がされており、実在庫数量と本件物品出納帳上の在庫数量は必ずしも一致しない。

したがって、本件物品出納帳の記載が商品在庫を正確に表したものであるということとはできない。

- (イ) 控訴人らは、仕入れの態様によって、商品管理システムと本件物品出納帳の二つの方法で仕入れを管理しているが、このような二元的な商品管理をしたのでは、全ての仕入れを正確に管理できない。
- (ウ) 本件各営業所の物品出納帳には、以下のような不自然な記載がある。

a 福岡営業所

福岡営業所は、本件現金仕入れをした日又はその直後に、本件現金仕入れに係る仕入れ量とほぼ同量の商品を控訴人本社に移送しているが、このような処理に合理的理由があるとはいえず、上記移送は、物品出納帳上の商品と棚卸し結果の帳尻を合わせるための書類上の操作であったと疑われる。また、福岡営業所長は、明確に福岡営業所において販売する目的で浜買い等を行ったと供述しており、本社に移送することと矛盾する。

殊に、福岡営業所における平成20年12月期から平成23年12月期までの南アフリカ産活伊勢エビ（以下「活イセ南ア」という。）の控訴人本社が介在する仕入れに係る在庫数量が売上数量を上回っていることや、福岡営業所から控訴人本社への移送に比べ、控訴人本社から福岡営業所への移送が大幅に少ないこと等からすると、同期間中、福岡営業所が現金仕入れにより仕入れをする必要があったとは考え難い。

控訴人Aは、週2回の社内輸送便を利用して商品を輸送するため、商品移送のコストは生じない旨主張する。しかしながら、福岡営業所では、連日又は1日ないし2日おきなどの高い頻度で現金仕入れがされていたので、週2回の社内輸送便によって、生の海産物の移送が滞りなく実現されていたとは考え難く、本件現金仕入れが存在し

ないにもかかわらず、それによって仕入れた商品を控訴人本社へ移送したことから、物品出納帳上の商品と実地棚卸結果の調整をしていたことが疑われる。

なお、福岡営業所長が作成した「売上傳票（売上・加工）」は、本件領収証を作成しなかった同営業所長が、本件現金仕入れに係る取引を控訴人らの法人総勘定元帳に反映させるために作成したものであり、本件現金仕入れに関する同営業所長の供述が前記のとおり信用できない以上、同営業所長が作成した上記伝票や、これに基づいて事務員が作成した売上傳票や県外確認ノートから直ちに本件現金仕入れの存在を認めることはできない（以下、福岡営業所長が本件現金仕入れのうち同営業所に係るものについて作成した売上傳票と、本件領収証を併せて「本件領収証等」という。）。

#### b 長崎営業所

長崎営業所における平成20年12月期から平成23年12月期までの活イセ南アについて、本件現金仕入れのない月にはほぼ廃棄が発生していないにもかかわらず、同仕入れがされた事業年度においては、極めて不自然な大量の廃棄が発生しており、合理的な理由が存在するとは考え難い。

また、本件現金仕入れが行われなかった平成21年12月期は、廃棄率が1%以内に収まっているにもかかわらず、本件現金仕入れが行われた事業年度は一般的な廃棄率である3%より著しく高くなっており、合理的な理由が存在するとは考え難い。

これに対し、控訴人Aは、活イセエビの一般的な廃棄率が3%であることを争う。しかしながら、控訴人Aの取締役である乙（以下「乙常務」ということがある。）は、活イセエビの一般的な廃棄率が3%である旨述べた。また、控訴人本社及び鹿児島営業所における活イセエビの廃棄率が1.8%であることからすると、他の営業所における廃棄率がこれを大幅に上回ることは考え難い。さらに、熊本営業所で使用している活イセエビの商品管理のための管理表には、廃棄は月内1%以内に抑えること等が記載されており、控訴人ら代表者も本件各営業所長に対し、商品の廃棄について厳しく指導していたことがうかがわれることからすると、上記1%が達成できないような目標値であったと考えることもできない。したがって、活イセエビの一般的な廃棄率を3%とすることが誤りであるということとはできない。

控訴人Aは、本件現金仕入れが架空であるとすれば、廃棄された商品と浜買い等された商品とが紐付けされなければならない旨主張する。しかしながら、前記のとおり、帳簿上、本件現金仕入れがない月には廃棄がほぼ発生せず、本件現金仕入れがされたのと同じ月やその直近に限って、大量の廃棄が生じることからすると、存在しない本件現金仕入れと廃棄を紐付けしなくても、本件現金仕入れが存在しなかったことが疑われる。

#### c 別府営業所

別府営業所は、平成20年8月に和牛55.60kgを現金仕入れにより仕入れたが、同月ないし同年12月にかけてはほぼ同数量の54.85kgの和牛が廃棄された。

控訴人Aは、これは、販売先である飲食店のメニュー改変に伴い、脂身を切り落として販売したことによる旨主張するが、このような変更が生じるのであれば、販売先から事前に連絡がされ、それに応じた仕入れ体制が整備されることが通常であり、平成20年8月に現金仕入れにより和牛を仕入れておきながら、同月から商品が廃棄さ

れることは不自然である。しかも、別府営業所では、平成20年1月から同年7月まで及び平成21年には、本件現金仕入れがなく、廃棄も生じていないにもかかわらず、平成20年8月に本件現金仕入れがされてから、同月から同年12月までの間のみ大量の廃棄が生じる合理的理由があるとは考え難い。

別府営業所は、平成20年12月期から平成23年12月期にかけて、通常の廃棄率である3%を大幅に超える極めて不自然な活イセ南アの廃棄が発生している。この廃棄数量は、本件現金仕入れに係る仕入れ数量と近似しており、そもそも本件現金仕入れが存在せず、物品出納帳上の商品と棚卸結果の帳尻を合わせるために書類上の操作をしたことが疑われる。

d 宮崎営業所

宮崎営業所では、平成21年1月ないし同年7月までの間、牛ヒレを現金仕入れにより仕入れているものの、理論上の期末在庫は749.32kgと考えられるところ、実地棚卸数量は0とされた上、平成22年5月ないし7月において、上記現金仕入れに係る在庫と同数量の750kgの牛ヒレが廃棄された。

控訴人Aは、これは、賞味期限切れや口蹄疫による風評被害の影響を受けたためである旨主張するが、750kgもの牛ヒレを仕入れておきながら、その大半について賞味期限切れにより廃棄することは通常の事業者における販売管理として考え難い。また、口蹄疫は平成22年4月20日に発生したところ、宮崎営業所では、同年8月以降、牛ヒレを廃棄することなく販売できであり、同年5月ないし7月の間のみ風評被害で牛ヒレが販売できず廃棄したというのは不自然であり、かつ、同年7月については、通常の仕入れをしており、上記主張と矛盾する。また、宮崎営業所が控訴人本社に移送したとする売上傳票及び県外確認ノートも、在庫調整のために作成されたものであり、信用できない。

e 広島営業所

広島営業所における平成20年12月期ないし平成23年12月期の活イセ南アについての廃棄率は一般廃棄率3%を大幅に上回り、かつ、これら4期分の廃棄数量は、同期間の本件現金仕入れ量と近似している。

f 大阪営業所

大阪営業所における活イセ南アの平成20年12月期ないし平成23年12月期の各期末における帳簿上の在庫と実際の在庫は大きく乖離しており、平成23年12月期になって、一般廃棄率を大幅に超える大量の廃棄がされたが、合理的な理由があるとは考え難い。

控訴人Aは、上記乖離は、単に廃棄数量の記入を漏らしたことによる旨主張するが、上記乖離は、平成20年12月期は約305kg、平成23年12月期は約590kgに及んでおり、このような大量の廃棄について繰り返し記入漏れがあるとは考え難い。

g 北関東営業所

北関東営業所では、本件現金仕入れの一部として、平成20年12月期に牛リブローズ347.80kgが仕入れられたが、同期中に同量の牛リブローズが廃棄された。また、平成21年12月期にも、本件現金仕入れの一部として、牛リブローズ151.

00kgを仕入れられたが、同期中に、ほぼ同数量の144.82kgの牛リブローズが廃棄された。

しかしながら、控訴人Aの仕入先の供述（乙共21）によれば、牛リブローズは、ステーキサイズにカットして販売するかそのまま手を加えずに納入するため、カットロスや廃棄はほとんどない。控訴人Aは、当該廃棄は、牛リブローズを陶板焼用に加工する際カットロスが生じたものである旨主張するが、仮に成形のためカットロスが生じるというのであれば、継続的に廃棄が発生すると考えられるにもかかわらず、通常の仕入れのみがされている月は廃棄が発生していないか、発生したとしても仕入れに対し少量にとどまっているので、不合理である上、仮に控訴人Aの主張を前提としても、仕入れの数量とほぼ同数量のカットロスが生ずるとの説明も不合理である。

h 高崎営業所

高崎営業所における平成20年12月期から平成22年12月期までのズワイL（ズワイガニ）について存在するはずの在庫と実際の棚卸数が大きく乖離している。

控訴人Aは、上記乖離は、単に廃棄数量の記入を漏らしたことによる旨主張するが、上記乖離は、1895kgに及んでおり、このような大量の廃棄について繰り返し記入漏れがあるとは考え難い上、そもそもこのような大量の廃棄が発生すること自体が不自然である。

i 控訴人C

控訴人Cは、平成18年8月から同年10月までの間に、ニュージーランド産活イセエビ（以下「活イセNZ」という。）500kgを現金仕入れにより仕入れたが、その一方で、同期間においてほぼ同数量の551.92kgの活イセNZが廃棄された。

(エ) 福岡営業所長（乙共36）、長崎営業所長（乙共37）、宮崎営業所長（乙共38）及び広島営業所長（乙共39）は、本件各営業所では、仕入れた商品を水槽等に移動保管した以降は、浜買い等によって仕入れた商品とそれ以外の方法で仕入れた商品とを区別できない旨供述した。このことからすると、控訴人らが顧客らに販売した商品があっても、それが、浜買い等によって仕入れた商品かそれ以外の方法で仕入れた商品かを区別できず、商品販売の事実から浜買い等が行われたということとはできない。

(オ) 本件税務調査において、鹿児島税務署の担当官は、控訴人らに対し、商品管理システムのデータを提供するように求めたが、控訴人らは、これに応じなかった。また、控訴人らは、本件税務調査において、平成23年12月期の活イセ南ア1万6951匹の売上げが判明しない点を指摘され、これらを「カット・婚札」や「グラタン」用の商品として販売していた旨述べたが、当該説明が、請求書の記載や販売先の担当者の供述と矛盾することが判明した後は、上記請求書における産地の記載を削除し、自らの説明と整合する証拠を作出しようとし、隠ぺいを図った。

(カ) 控訴人らは、本件物品出納帳が本件現金仕入れの客観的かつ信用性の高い証拠であり、被控訴人は、その記載を一つ一つ否定しなければならない旨主張する。

しかしながら、本件現金仕入れの直接証拠としては、これに係る税務調査における本件各営業所長の供述がある。本件領収証等や本件物品出納帳は、当時の営業所長や営業所職員の認識ないし意図に基づいて記載されたものであり、上記供述の信用性に関する



間接証拠になり得ても、その供述と独立した直接証拠とはならない。そして、本件現金仕入れに関する本件各営業所長の供述は前記のとおり信用できないのであるから、本件物品出納帳の記載を一つ一つ否定しなくても、本件現金仕入れの不存在が立証される。

物品出納帳を含む会計書類の信用性の根拠は、会計帳簿が日常の業務の中で起こった事実に即して、継続的連続的に途切れることなく、かつ、通常一般の会計処理方法に従った記載方法によって規則的、機械的に記載されている点にあるというべきであり、帳簿と名がついていても、記載が極めて乱雑で正確に記載されているか疑わしいものや、記載の連続性に疑問があったりする文書の信用性は相対的に低い。本件物品出納帳は、偽造された領収証等に基づき作成されたものであり、各営業所長の作為が入り込んだものであって、少なくとも本件現金仕入れに関する記載部分は、企業会計原則の一般原則に基づいて作成されていないことが明らかである。そして、本件物品出納帳は、被控訴人が具体的に不自然不合理と指摘する点が控訴人Aで7150万7003円にも上り、本来ならば在庫管理のために必要な在庫数の記載を欠き在庫管理の役割を果たしておらず、体裁としても不合理である。本件物品出納帳は、被控訴人の不自然不合理な点を指摘する部分以外の記載も、全体として信を置く基礎がない。

エ 控訴人らは、過去の税務調査において、浜買い等の存在が認められていた旨主張する。しかしながら、処分行政庁らは、過去の税務調査においても控訴人らの主張する浜買い等による仕入取引の存在について疑念を抱いていたものの、当時は、当該取引の不存在を裏付ける十分な証拠を収集できず、十分な立証ができるまでに至らなかったことから更正処分等を行わなかったにすぎず、浜買い等を真正な仕入取引と認めていたわけではない。

オ 控訴人らは、仮に、本件現金仕入れが全て架空のものであったとすれば、売上に対応する商品が存在しないことになる旨主張する。

しかしながら、控訴人らが前提とする商品管理のための帳簿類は信用性がない。福岡営業所における（B）トリストランロブ48尾を一例とすると、本件現金仕入れがない平成22年5月ないし同年8月までの期間並びに本件現金仕入れがあった平成23年5月ないし10月の期間及び同年12月のいずれにおいても、物品出納帳上、在庫数量はマイナスであったか又は在庫数量の表示がなかったが、それ以降数か月間にわたり、当該商品の販売が行われており、実際には、当該商品が存在していたと考えられる。控訴人らが依拠する帳簿類の信用性は担保されておらず、控訴人らの主張は失当である。また、控訴人本社で実際に仕入れた商品を伝票なしで営業所に運んで在庫に混ぜれば、本件現金仕入れに係る量より多い売上げとすることは可能である。

また、商品管理システム上の物品出納簿は、本件現金仕入れを一切反映させず、その代わりに実施棚卸の結果を在庫数として手入力し、前月繰越及び当月繰越の数値を調整して単に表面上の体裁を整えているだけの帳簿にすぎず、正確な物品出納簿とはいえない。

カ 控訴人らは、仮に本件現金仕入れが全て架空のものであれば、本件現金仕入れの量と同数以上の廃棄処理がされる必要があるし、対応関係は期間ごとに検討されるべきである旨主張する。

しかし、本件においては、控訴人らは、本件物品出納帳上の商品と棚卸結果の帳尻を

合わせるための書類上の操作をしていたことが強く推認されるし、冷凍したり、加工したりして実際に存在する商品に混ぜて処理するなど架空廃棄以外の方法によって、在庫数量を調整する可能性もあることからすれば、本件現金仕入れの数量が廃棄の数量を上回っているとしても不自然ではない。

キ 控訴人らは、本件物品出納帳は在庫管理のために作成使用しているものであって、架空の仕入れを記載すれば控訴人らの事業に支障が生じる旨主張する。

しかし、そもそも本件物品出納帳は、日々の在庫数量が記載されていない上、電卓を使用して計算したり、水槽等の保管場所を見て在庫数量を確認することで在庫管理は可能であるから、架空仕入れを本件物品出納帳に記載しても、控訴人らの業務に支障が生じるものと認めることはできない。

ク 控訴人らは、本件現金仕入相当額の金銭の使途が特定されていないことは、本件現金仕入れが実在することを示す旨主張する。しかしながら、更正処分の取消訴訟においては、更正の課税標準を上回る所得金額の存在が主張立証されれば足り、資産化の裏付けが必要不可欠なものではない。

なお、平成12年に実施された税務調査において、乙常務は、給料手当を架空計上し、取引謝金、リベート、交際接待費又は個人の遊興費に充てた旨供述し（乙共73）、また、別府営業所長は、架空仕入れを計上し、リベート、無償で提供した食材等の仕入費及び交際接待費に充てた旨供述し（乙共74）、控訴人らも、その後、これらの事実を認めており（乙共75）、控訴人Cの元従業員の丙（以下「丙」という。）及び丁（以下「丁」という。）も、本件税務調査において、同旨の供述をした（乙共4、10、22）。

#### 【控訴人らの主張】

ア 本件現金仕入れの存否に係る主張立証責任は、被控訴人が負う。そして、本件においては、本件現金仕入れを明確に裏付ける証拠として、本件物品出納帳が存在する以上、被控訴人は、本件現金仕入れが記載された本件物品出納帳の全てが信用できないことを、同出納帳の記載以上に信憑力のある資料を摘示して具体的に主張立証しなければならない。しかし、被控訴人が具体的に主張立証するのは、被控訴人が否認する本件現金仕入れのごく一部（約18.99%）にとどまる。

被控訴人は、物品出納帳の一部について主張立証をし、本件現金仕入れのうちその余のものについては、架空取引であることが事実上推定される旨主張する。しかしながら、このような事実上の推定は、適用される科目が限定され、事実上の推認ができるに足りる具体的な証拠があり、納税者による合理的な反証が行われていないことが必要である。しかるに、本件は、仕入原価一般に関する事案であって、特定の科目事項に関するものではなく、提出された証拠関係を基に判断して当該支出を損金の額に算入できないことが事実上推定できるに足りる具体的な証拠はなく、納税者による合理的な反証もされているから、被控訴人が主張するような事実上の推定をすることは許されない。いくら自由心証主義（民訴法247条）が定められているとはいっても、法令によって定まる主張立証責任の分配を無視することは許されない。事実上の推定によって納税者に事実上主張立証責任を転換することは租税法律主義にも反する。

イ 本件領収証等から本件現金仕入れの存在を認定できる。本件領収証等は、本件現金仕入れがされる都度作成されたものであり、本件現金仕入れの存在を示す証拠である。本

件領収証等の記載が本件物品出納帳の記載と一致していることからすると、本件領収証等の作成名義人が仮名になっていることは、その証明力を減殺するものではない。

ウ 以下のとおり、浜買い等は実際に行われており、この点に関する控訴人ら代表者及び本件各営業所長の供述は信用できる。

(ア) 本件各営業所長は、仕入れの必要がある場合に、浜買い等する機会が生じれば、当該物品の状態等を見て購入するが、このような機会がなければ、控訴人本社に商品の移送を依頼したり、通常の現金仕入れをしたりする。

控訴人らの業種は食品卸売業であり、顧客から発注を受けた場合に対応ができるよう確実に販売できるという見込みがなくても、一定の在庫を抱えていなければならない。そして、通常の仕入れより安価での仕入れが可能になる浜買い等の場合、通常の仕入れよりも廃棄時のリスクは低いことになる。

(イ) 被控訴人は、本件税務調査における本件各営業所長の供述によれば、多人数の浜買い等業者がいることになり、不合理である旨主張する。しかしながら、本件各営業所長は、浜買い等をした相手方の業者の顔を逐一覚えていない旨述べたにすぎず、業者が毎回異なるということは、本件現金仕入れの数と同じ数の浜買い等業者がいることを述べたものではない。

(ウ) 被控訴人は、浜買い等により購入された商品が廃棄されたことは、浜買い等の目的と矛盾する旨主張する。しかしながら、現金仕入れによって仕入れた商品の大部分は、廃棄されることなく販売されている。また、商品の保管中に共食いや死亡が発生することがあり、売上が立たず、廃棄に至ることがあっても不自然ではない。

(エ) 被控訴人は、本件各営業所長が述べる浜買いの態様が共通していることをもって、これらの供述が不自然である旨主張するが、名前や連絡先を教えず、領収証等を作成しないというのは、浜買い等の業者に通有する性質であり、また、市場において公然と浜買い等の取引をすることができない以上、市場外で声をかけてくることも多いので、上記各供述は不自然ではなく、かえってその信用性は極めて高いものである。

(オ) 被控訴人は、市場関係者や控訴人らの同業他社が浜買い等の存在を否定している旨主張するが、浜買い等が公然とされておらず、業者が声をかけるのは市場外であることが多いことからしても、市場関係者がその存在を明確に認識していないとしても不自然でなく、そのことから、浜買い等の存在自体を否定することはできない。また、同業他社が、控訴人らに対する税務調査において、仮に浜買い等の存在を認めれば、自社（当該同業他社）に対しても税務調査が行われることをおそれ、これを否定する可能性がある。さらに、同業他社があえて控訴人らにとって利益となるような供述をするとも考え難い。

(カ) 牛トレーサビリティ法は、平成16年12月1日までに施行されたところ、平成18年時の税務調査において、課税庁は、平成17年中に和牛肉のバツタ買い取引が存在することを認めていた。

(キ) 本件各営業所は狭く、人員も二、三人しかおらず、営業所長が自ら商品運ぶのは浜買いだけなので、営業所長が浜買い等に出かけ、仕入れた商品を持ち帰って水槽に入れる姿を、物品出納帳記帳担当者である事務員が見かけないはずがない。浜買い等がされていないのに、当該事務員が営業所長の指示で現金の出金をし、かつ、物品出納帳に

記帳するには、営業所長と事務員との間の共謀が必要であるが、このような共謀をうかがわせる証拠はない。本件各営業所の営業所長、事務員のいずれもが本件現金仕入れが実在することを認めている。

エ 以下のとおり、本件物品出納帳の記載は信用できる。

(ア) 控訴人Aは、売掛金・請求書管理及び買掛金・支払管理のために商品管理システムを使用し、控訴人本社においては、同システムにより在庫管理を行っているが、控訴人Aの全営業所及び控訴人Cにおいては、細かな仕入れが多いため、全ての仕入取引が、物品出納帳に記載され、これにより、在庫管理がされている。そのため、実際には商品の納品・引渡を伴わない架空仕入れが記載されると、在庫管理ができないことになる。

本件物品出納帳については、頻繁に顧客から発注のある品目については、在庫確認をする頻度が高く、余裕をもって在庫を確保しているから、毎日の在庫数量は記載しておらず、本件物品出納帳を基に入出庫の計算をしたり、ホワイトボードやメモを活用したり、現物確認をすることによって適宜在庫確認を行っている。

(イ) 本件各営業所の物品出納帳の記載に不自然な点はない。

a 福岡営業所

福岡営業所では、現金仕入れによって仕入れた商品の全部又は一部を控訴人本社に移送しているが、これは、福岡営業所では水槽が小さいことに加え、人員の関係から日中は水槽を管理することができないのに対し、控訴人本社の水槽は広く、その管理をできる人員も揃っているからである。また、浜買い等された活イセエビは、サイズがそろっていないことが多いところ、控訴人本社では、これを選別することができる。そのため、福岡営業所では、浜買い等により安価で活イセエビを仕入れることができれば、そのタイミングで仕入れ、これを控訴人本社に移送することがあった。

福岡営業所から控訴人本社に商品を移送する場合、福岡営業所長が商品の重さ等を計量し、「売上傳票（売上・加工）」を作成し、その後、同営業所の事務員が、これを基に、売上傳票を作成するとともに、物品出納帳に当該移送の内容を記入する。そして、控訴人本社では、「県外確認ノート」という書面に、鹿児島県外から届いた商品の受取日、商品名等を順次記入する。本件現金仕入れによる上記商品についても、県外確認ノートに記入された。

なお、控訴人本社を通じて福岡営業所に届けられる商品は、海外の業者から福岡営業所に直接商品が納入されているので、福岡営業所から控訴人本社に移送された商品が、控訴人本社から福岡営業所に移送された商品であったことはない。

被控訴人は、福岡営業所から控訴人本社への移送に合理性がない旨主張するが、同移送のほとんどが、控訴人本社が、概ね週2回、控訴人本社から九州にある各営業所まで、定期的に運行している社内輸送便によってされており、特別なコストや時間がかかるわけではない。

b 長崎営業所

長崎営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成20年1月から平成22年11月までの間に現金仕入れによって仕入れられた活イセ南アの数量は2226.28kgであるのに対し、同期間において廃棄された数量は、1896.68kgにすぎない。また、平成22年12月から平成23年

12月までの間に現金仕入れによって仕入れられた活イセ南アの数量は5453本であるのに対し、廃棄された数量は2289本しかない。本件現金仕入れが全て架空であるとすれば、本件現金仕入れの数量以上の廃棄が生じていなければならないところ、本件現金仕入れの数量は廃棄数量を大幅に上回っている。冷凍等の加工処理を行った場合には、加工された後に顧客に販売されて売上げとなるのであり、架空仕入れを加工処理で調整することはできない。

なお、被控訴人は、活イセエビの一般的な廃棄率を3%とするが、誤っている。被控訴人が依拠する乙常務の供述は、自らの憶測を述べたものにすぎず、また、同供述に続いて、各営業所における廃棄率をもっと高い旨供述しているものであり、被控訴人が主張する廃棄率を裏付ける根拠はない。

控訴人本社及び鹿児島営業所では、共食いや衰弱等によって死亡したイセエビを速やかに加工することができるが、ほかの営業所の人的体制では、このような速やかな加工ができず、死亡したイセエビを廃棄せざるを得なくなるので、廃棄率は高くなる。

実際の死亡率は、水温をコントロールする処理をした場合は10%、そのような処理をしない場合は20%とされている。

被控訴人は、廃棄率の算出に当たり、期首在庫を除外しているが、廃棄の対象となる商品には、期首在庫も含まれるので、これを除外するのは誤っている。

また、本件現金仕入れが架空であるとすれば、廃棄された商品と浜買い等がされた商品とが紐付けされなければならないが、被控訴人は、1年間を通じた浜買い等の額と廃棄数量を比較しているにすぎず、不正確である。

#### c 別府営業所

別府営業所では、被控訴人主張の数量の和牛及び活イセ南アの現金仕入れ及び廃棄があった。

しかしながら、本件現金仕入れが全て架空であれば仕入れた和牛全てが廃棄されなければならないはずだが、廃棄数量は本件現金仕入れによる量を下回っている。和牛の廃棄の中には、通常の仕入れによるものが含まれている。また、当該廃棄は控訴人Aの顧客のメニュー改変に伴い脂身を切り落とす必要があったことから廃棄が生じ、ただ、当該メニュー改変が平成20年12月に終了したことから、その後牛脂廃棄が生じないことになった。

また、活イセ南アの廃棄は本件現金仕入れがされていない期間においても多量に発生している。

#### d 宮崎営業所

宮崎営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成20年7月から同年10月までの間に、合計260kgが浜買い等によって仕入れられ、同年12月18日に控訴人本社（厳密には、同一敷地内にある鹿児島営業所）に移送された。仮に、上記260kgの浜買い等による仕入れが存在しなかったならば、上記控訴人本社への移送は不可能になる。

被控訴人の主張する750kgの廃棄が生じたのは、賞味期限切れや口蹄疫による風評被害に起因するものである。被控訴人は、宮崎県における口蹄疫の発生が平成22年4月であった旨主張するが、口蹄疫の発生を受けて、実際には口蹄疫とは関係の

ない牛肉まで需要がなくなることは容易に想定できる。なお、実地棚卸報告においては、この750kgの在庫の記載がないが、これは、人為的なミスによる記入漏れであると考えられる。

e 広島営業所

広島営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成20年12月期の本件現金仕入れが490kgであるのに対し、廃棄数量は268.62kgであり、平成21年12月期の本件現金仕入れが310kgであるのに対し、廃棄数量は655.78kgであり、平成22年12月期の本件現金仕入れが270kgであるのに対し、廃棄数量は163.22kgであり、個別に見ると、本件現金仕入れに係る数量と廃棄数量が近似しているということとはできない。架空仕入れが複数の事業年度にわたって処理されるというの是不合理である。

f 大阪営業所

大阪営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れがあった。帳簿上の棚卸数量と実地の棚卸数量に乖離が生じたのは、物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあったためである。

g 北関東営業所

北関東営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成20年5月の本件現金仕入れが0kgであるのに対し、廃棄数量は27.60kgであり、同年6月の本件現金仕入れが97.10kgであるのに対し、廃棄数量は69.50kgであり、同年9月の本件現金仕入れは41kgであるのに対し、廃棄数量は36.00kgであり、同年10月の本件現金仕入れが38.30kgであるのに対し、廃棄数量は14.50kgであり、同年11月の本件現金仕入れが0kgであるのに対し、廃棄数量は28.80kgであり、個別に見ると、本件現金仕入れに係る数量と廃棄数量が近似しているということとはできない。架空仕入れが複数の事業年度にわたって処理されるというの是不合理である。なお、被控訴人は、牛リブブローはカットロスや廃棄がほとんどない旨主張するが、控訴人Aは、牛リブブローをステーキ用でなく、陶板焼用のものとして納入しており、そのため、ステーキサイズの肉の周辺を角切りし、肉の筋部分を除いて短冊にした上サイコロ形のサイズにするため、カットロスが生じる。

h 高崎営業所

高崎営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れがあった。帳簿上の棚卸数量と実地の棚卸数量に乖離が生じたのは、物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあったためである。

i 熊本営業所

熊本営業所では、被控訴人主張の数量の現金仕入れ及び廃棄があった。しかしながら、平成18年9月の本件現金仕入れが290kgであるのに対し、廃棄数量は333.50kgであり、同年10月の本件現金仕入れが70.00kgであるのに対し、廃棄数量は78.42kgであり、個別に見ると、本件現金仕入れ量と廃棄数量が一致しているとはいえない。

(ウ) 本件物品出納帳に記載されている控訴人らの顧客に対する売掛金が発生し、入金

されている以上、それに対応する商品が顧客に納品されていることは明らかである。そして、本件現金仕入れが架空仕入れであったとすれば、売上げに対応する商品が存在しないという矛盾が生じる。そのことは、福岡、広島、大阪及び長崎の各営業所の活イセエビの入出荷量（甲共14参照）から明らかであるほか、以下の点からも明らかである。

a 熊本営業所（オーストラリア産活イセエビ（以下「活イセAU」という。））

熊本営業所では、平成24年4月、浜買い等により、57本の活イセAU（原告第1準備書面61頁にはこれと異なる表記があるが、誤記と解される。）を仕入れた。仮に当該仕入れが架空のものであるとすると、同年5月及び6月の売上に対応する商品が存在しなくなる。（甲共22）

b 広島営業所（パーチ）

広島営業所では、平成21年8月に18kg、同年9月に20kgのパーチ（淡水魚）を浜買い等により仕入れた。仮に、当該仕入れが架空のものであるとすると、平成21年8月ないし同年11月の売上に対応する商品が存在しなくなる。（甲共23）

c 福岡営業所（トリスタン36尾）

福岡営業所では、平成24年6月に90kgのトリスタン産のロブスターを浜買い等により仕入れた。仮に、当該仕入れが架空のものであるとすると、平成24年8月ないし同年10月の売上に対応する商品が存在しなくなる。（甲共24）

これに対し、被控訴人は、福岡営業所（B）トリスタンロブ40尾について、物品出納帳の在庫数量がマイナスになっている期間が存在している旨主張する。しかしながら、これは、以下のとおり、同商品について、先売り（実際には営業所の倉庫から搬出されないが、成約済みとなったため、在庫数量から除外すること）が行われたためである。

すなわち、一部の商品については、控訴人らの顧客から相当程度先に納品が予定されているものであっても、あらかじめ発注がされることがある。この場合、予定された発注に対応する在庫商品を備えるとともに、販売可能な在庫数量を適切に把握する必要があるため、物品出納帳においては、先売りがされた時点で、出庫扱いとすることになる（当該先売りの結果、福岡営業所において預かっている状態となった商品については預かり品であることを示す紙を貼付し、先売りをした時点で福岡営業所に在庫がない場合には、営業所に先売りを行った旨の紙をつり下げておき、商品が入荷された時点で当該紙を商品に貼付する。）。殊に、（B）トリスタンロブ40尾はロブスターであるため、婚礼品やおせち料理に用いられることが多く、しかも冷凍されていることから先売りの対象になることが多い一方で、福岡営業所の冷凍庫がさほど大きくなく、常に多くの在庫を保管しているわけではないことから、一時期、在庫数量がマイナスになったのである。

d 福岡営業所（トリスタンテール3オンスKZ）

福岡営業所では、平成24年1月から12月にかけて、トリスタンテール3オンスKZにつき、控訴人本社を通じて年間226.36kg、本件現金仕入れによって年間2.7kgの合計249.06kgを仕入れた。これについては、廃棄、冷凍加工等の処理は一切されておらず、年間235.34kgが出荷された。また、トリス

タンテール3 オンスKZに関する現金仕入れは、商品管理システムに反映されている。

e 広島営業所（乾燥棒タラ特大）

広島営業所では、乾燥棒タラ特大について、平成23年11月18日、控訴人本社を通じて8.16kgを、同月19日、現金仕入れにより6kgを仕入れた。これについては、1.26kgのカットロスが生じたものの、12.9kgが出荷された。

f 広島営業所（ハマグリ、桜鯛）

広島営業所では、平成24年3月、在庫数量ゼロのところ、現金仕入れにより、ハマグリ20kg、桜鯛10kgを仕入れた。

g 広島営業所（リードペーパー等）

広島営業所では、リードペーパー等について、平成23年1月から4月にかけて現金仕入れを行い、在庫分も含めて全て顧客に販売している。

(エ) 被控訴人の主張する物品出納帳における廃棄については、それが、本件現金仕入れに対応するものかは、本件物品出納帳上から明らかではない。被控訴人は、控訴人らの主張する商品管理方法からすれば、本件現金仕入れに対応する売上は把握できない旨主張するが、顧客に対し出荷された個別の商品が現金仕入れによって仕入れられたものかそれ以外の方法で仕入れられたものかを判別できないことは当然であり、この点については、仕入れの全数量、在庫の全数量及び売上の全数量で検証すべきであるが、被控訴人はこれをしない。

(オ) 被控訴人は、控訴人Aが販売した商品の名称が「トリスタン44尾グラタン」から「グラタン44尾」に変更されたことをもって、控訴人らが自らの説明と整合する証拠を作出し、隠ぺいを図っていた旨主張する。しかしながら、被控訴人の指摘する商品名の変更は、本件現金仕入れが架空のものであるという結論につながらない。この商品の名称変更は、もともとグラタン加工する際に分けていたトリスタン島産のイセエビを使用したものと南アフリカ産のイセエビを使用したものが、倉庫で保管等する中で混在することがある一方で、グラタン加工した場合には、いずれのものであっても同じ売価になることから、簡明を図るため、単に「グラタン44尾」（44尾はイセエビのサイズ）という表記に改めたにすぎない。

この商品は販売単価が600円であり、被控訴人が指摘している平成24年10月分の販売額を合計しても1万3800円（消費税相当額を含まない。）でしかない。処分行政庁が広く控訴人Aの販売先に反面調査をしておきながら、上記のような些末な指摘しかできないことは、その他の反面調査で何ら問題がなく、本件現金仕入に対応する売掛金が発生していたことを示すものといえる。

(カ) 被控訴人は、本件現金仕入れが実在する取引であるかのように仮装するため、本件物品出納帳が使用されていたことが疑われる旨主張する。

しかしながら、本件各営業所の物品出納帳は1000前後の品目について作成されているところ、本件現金仕入れの対象となっている品目は数十にすぎない。被控訴人の主張によれば、控訴人らは、本件現金仕入れと全く関係のない品目についても、本件現金仕入れを仮装するために日々本件物品出納帳を作成していることになるが、そのような無駄な作業が行われるはずがない。

本件現金仕入れがされている品目についても、大半の記載は、控訴人本社からの商品



移送、正規の領収証が存在する現金仕入れ、顧客への売上による出荷、廃棄等による減算等の記載であって、本件現金仕入れに係る記載はわずかである。本件現金仕入れの内容も、規則的なものではなく、不定期に、異なる数量の仕入れが計上されているにすぎない。本件現金仕入れを仮装するために、殊更このような記載がされることは考えられない。

かえって、被控訴人の主張によれば、本件各営業所には、在庫を管理するための書類がないことになり、不合理である。

オ 被控訴人の主張によれば、平成18年1月1日から平成24年12月31日までの間、現金仕入れにより支出された額は、3億2913万4240円に上る。これが架空の取引により控訴人らから流出したのであれば、控訴人らの経営陣は、これらの資金が行方不明になっていることを認識した上で、その状態を放置していたことになるが、このようなことは不合理である。

したがって、被控訴人の主張のとおり、本件現金仕入れが架空取引であるとすれば、それは、控訴人らの経営陣が組織的に行ったということになるが、本件現金仕入れは、控訴人Aの2営業所を外して行われ、かつ、方法も福岡営業所においては領収証を作成しないし、領収証の体裁もバラバラであるなど本件各営業所において不規則に行われており、これを組織的に管理することは不可能である。

カ 処分行政庁は過去2回にわたる税務調査において、本件現金仕入れと同様の浜買い等を真正な取引として認めていた。

キ 被控訴人の主張によれば、本件現金仕入れの対価として7年間で合計3億2913万4240円の現金が控訴人らから社外へ流出していることになるが、現金についていわゆる「たまり」等の他の使途に転用されたこと、このような金員の管理のための二重帳簿が存在したこと、控訴人らの役員、各営業所長、物品出納帳等を作成している事務員らとの間で共謀して仕入れを仮装したこと等被控訴人の主張を裏付けるような事実はない。

なお、被控訴人は、平成12年の税務調査の結果を引用するが、平成12年調査時点と本件税務調査の時点では、約14年を経過しており、仮に被控訴人主張の平成12年当時の事実があったとしても、そのことを本件各処分に係る間接事実ないし間接証拠とするのは飛躍がある。控訴人らは平成12年調査の結果を謙虚に反省し、これを契機に一切の不正、不備の根絶に努めてきたのであり、そのことは、平成17年ないし18年の税務調査時に浜買い等に係る修正がなかったことから明らかである。

ク 被控訴人は、本件税務調査における丙及び丁の各供述に依拠しているようであるが、丙は、平成20年5月頃までに、控訴人Cから多額の金員を横領し、そのことが発覚すると出社を拒否し、連絡も取れない状態となった者であって、丙が、控訴人Cでリベート資金を捻出するため架空取引を行っていた旨供述するようになったのは、控訴人Cが同人を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した後である。また、丁は、同訴訟において、丙が証人申請をした協力者であり、丙と共に会社を経営していたこともある。そして、同訴訟の控訴審における和解に当たり、丙は、控訴人Cが架空仕入れを行ったことがなく、国税当局に対する説明内容が虚偽であったことを認めた。

(2) 「隠ぺい又は仮装」(国税通則法68条)の有無

【被控訴人の主張】

控訴人らは、前記（１）【被控訴人の主張】のとおり、架空仕入れである本件現金仕入れを法人税において損金として、消費税について支払対価として提出したことは、国税通則法６８条にいう「隠ぺい又は仮装」に当たり、重加算税の要件を満たす。

【控訴人らの主張】

前記（１）【控訴人らの主張】のとおり、本件現金仕入れは実在する取引であるから、国税通則法６８条の事由は存在しない。

- (3) 「隠ぺい又は仮装」(法人税法１２７条１項３号)の有無(本件青色申告承認取消処分に関し)

【被控訴人の主張】

控訴人らが、前記（１）【被控訴人の主張】のとおり、架空仕入れである本件現金仕入れを法人税法において損金として算入したことは、法人税法１２７条１項３号にいう「隠ぺい又は仮装」に当たり、青色申告承認の取消事由に該当する。

【控訴人らの主張】

前記（１）【控訴人らの主張】のとおり、本件現金仕入れは実在する取引であるから、法人税法１２７条１項３号の取消事由は存在しない。

第３ 当裁判所の判断

１ 関係法令の定め

原判決別紙１「関係法令の定め」記載のとおりである。

２ 認定事実

前記前提事実、証拠（各項に掲記）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

- (１) 控訴人Aの乙常務は、平成１２年１０月２６日、被控訴人の調査担当者に対し、毎月のアルバイトに対する給料及び年２回の従業員に対する賞与の支払が架空であることを自認する供述をした。(乙共７３)

- (２) 控訴人Aの別府営業所長は、平成１２年１０月１８日、鹿児島税務署長に対し、得意先へのリベート資金を調達するため、平成８年に２１回合計６２２万４０００円、平成９年に２５回合計７８３万円、平成１０年に１５回合計７８０万５０００円、平成１１年に２３回合計１０８６万８０００円の架空仕入れを計上したことを認める書面を提出した。(乙共７４)

- (３) 丙は、平成１７年１０月２６日、控訴人Aに対し、過失によって会社財産で不明な点が発生し会社に損害を与えた場合は弁償する旨の誓約書を提出し、平成１９年５月２６日、同年１月１日から同月３１日までの間に、活イセAU９２匹を廃棄したことにより、その全額を弁償する旨の始末書を提出した。(乙共６５、６６)

長崎営業所長は、平成１９年１月２４日、控訴人Aに対し、仕入、出庫、在庫について過不足が発生した場合や、過失のいかんを問わず会社に多大な損害を与え役員会で自分に対する金銭請求が議決された場合などについて弁償する旨の誓約書を提出した。(乙共６３、６４)

- (４) 控訴人らは、平成２０年以降、関与税理士の指導の下、手書きの物品出納帳を作成することとした。(乙共２４)

- (５) 控訴人Cは、平成２２年、鹿児島地方裁判所に対し、丙を被告として、丙が金員や商品を

横領したほか、無断で会社経費として多額の金員を不正に支出したと主張して2831万4095円の損害賠償を請求する訴えを提起した。(乙共1)

(6) 熊本国税局、鹿児島税務署及び熊本東税務署の調査担当者は、平成24年10月2日から本件税務調査を開始した。

被控訴人の調査担当者は、平成24年11月頃、本件各営業所の所長に対し、事情聴取を行った。その結果は、別紙1「本件各営業所長の供述一覧表(原処分調査時)」のとおりである。(乙共7、14~23)

(7) 被控訴人の調査担当者は、平成25年3月頃、控訴人らの販売先であるD、E、F、G、H及びIへ臨場し、控訴人らとの取引内容を確認するなどの反面調査を行った。(乙共18~20、68、69)

(8) 鹿児島税務署長及び熊本東税務署長は、平成25年6月26日付けで本件各処分をした。

被控訴人の調査担当者は、平成25年10月頃、本件各営業所の所長に対し、事情聴取を行った。その結果は、別紙2「本件各営業所長の供述一覧表(異議調査時)」のとおりである。(乙共36~39)

(9) 鹿児島地方裁判所は、平成26年3月11日、控訴人Cの請求を棄却する旨の判決をした(乙共1)。控訴人Cは、控訴した(甲共9)。

控訴人Cと丙は、平成27年1月27日に開かれた控訴審の弁論準備手続期日において、要旨、丙が、控訴人Cに対し、和解金600万円の支払義務を認め、うち120万円を2万円ずつ分割して支払い、これを約定どおり支払った場合には残りの480万円を免除する旨の裁判上の和解をした(甲共9)。丙は、同日、控訴人Cに対し、架空仕入れはなかったこと、現金仕入れがあったことを認める旨の陳述書を提出した(甲共2)。

3 争点(1)(本件現金仕入れが架空のものであったか否か。)について

(1) 本件各処分は、いずれも本件現金仕入れが実体のない架空の仕入れであることを前提にしてなされたものである。

しかし、控訴人らから他の業者等への海産物等の売上げと対価としての代金徴収が、控訴人らの商品管理システムのとおりであったことは、被控訴人も争うことを明らかにしていない。このことは、本件現金仕入れ及びその他の仕入れの結果として、商品である海産物等の在庫が上記システムのデータどおり存在したことを推認させるものである。

したがって、仮に被控訴人の主張するように本件現金仕入れがリベート金等をねん出す目的の架空仕入れであったならば、その後のいずれかの時点で何らかの手段により帳簿と実際の在庫の差を調整・解消させなければならないが、調整・解消の手段としては架空の廃棄と後記(4)の控訴人本社等への移送の作出以外には容易に想到することができない。被控訴人が主張する加工などで上記在庫差を解消させることはできないと考えられる。

しかるに、控訴人らの各営業所全体としては、本件現金仕入れの総量より廃棄総量が下回っていることは明らかである(乙共44~50など)ところ、これについて被控訴人からは首肯し得る反論がされていないものといわざるを得ない。

(2) そもそも、本件現金仕入れは、売上原価に関するものであるから、その存否に係る主張立証責任は、被控訴人が負うものと解すべきである。被控訴人は、本件現金仕入れが全て架空であることを具体的に主張立証しなければならない。

しかし、被控訴人が本件現金仕入れに係る取引の不自然性、不合理性を具体的に主張立

証するのは、本件現金仕入れのうち約18.99%の取引にとどまり、その余の約81.01%については、具体的な主張立証をしていない（原審における控訴人らの原告第1準備書面及び被控訴人の第3準備書面等参照）。そうすると、この約81.01%の取引については、いわゆる事実上の推定が適用される前提を欠くものといえる。

被控訴人は、本件物品出納帳の記載の全体としての信用性について、これが低いものである旨縷々主張する。しかし、この主張は、控訴人らがした反証の証明力が低いということを用いるとどまるものであって、被控訴人側の具体的な主張立証に替わるものではない。そして、本件現金仕入れのうちその不自然性、不合理性について具体的な指摘をしない約81.01%の取引については、その取引のために支払われた控訴人らからの出金やその取引に基づく売上げについても具体的に争っていない。

したがって、本件においては、本件現金仕入れのうちその不自然性、不合理性について具体的な指摘をしない約81.01%の取引については、これが架空のものであることの立証が十分にはされていないというほかなく、架空取引であるとして損金計上の対象としないことはできないというべきである。

(3) 次に、被控訴人が具体的にその不自然性、不合理性を指摘する約18.99%の取引（別紙4-1～4及び別紙5の「本件現金仕入れ一覧表」の黄色で表示されている取引）について検討する。以下の説示は、全て上記約18.99%の取引に関するものである。

控訴人らは、前記のとおり、浜買い等は実際に行われており、本件領収証等、本件物品出納帳、本件各営業所長の供述は信用することができる旨主張する。

しかし、本件領収証等は、本件各営業所長が架空名義で偽造したものであり、明らかに信用性に乏しい。そして、本件物品出納帳も、本件領収証等の記載を転記したにすぎないものであるし、在庫管理に利用しているのであれば当然記載されるべき日ごとの残在庫の記載がない。そして、控訴人らにおいて手書きの本件物品出納帳が平成19年に作成されるに至ったのは、関与税理士の指導によるというのであるから、本件物品出納帳は課税対策のために作成された資料にすぎないというべきものである。

また、本件各営業所長は、別紙1及び2のとおり、浜買いは要旨、相手方業者が、休憩中に本件各営業所長に声をかけてきて、本件各営業所長がその現物を自らの眼で見て判断して買入れを判断するというものであるが、そもそも、出所の知れないエビ、牛肉等の生鮮食料品を購入して取引先に販売するという行為自体が、生鮮食料品を扱う業者の行動として通常あり得るものとは容易に認め難い。また、別紙3-1～5「市場関係者等の供述一覧表」のとおり、市場関係者においても、素性の不明な者が魚介類のバッタ売りを行っていることなど、数十年前ならともかく聞いたことがないと一致して供述している（乙共29～35、40～42）し、控訴人らと同業者である株式会社Jの従業員も、知らない業者からイセエビや肉の購入を持ち掛けられることは聞いたことがないと供述している（乙共16）ことからすれば、浜買い、バッタ買いは余りに不自然、不合理な取引である。そして、本件各営業所長が供述するような偶発的な取引によって、取引上の必要性を踏まえた柔軟な仕入れができるとも認め難い。

また、控訴人らは、被控訴人から求められた商品管理システムに関する電子データの提供を合理的な理由もなく拒んだり（乙共9）、本件税務調査において、平成23年12月期の活イセ南ア1万6951匹の売上げが判明しない点を指摘された際に「カット・婚礼」

や「グラタン」用の商品として販売した旨述べた（乙共11）が、請求書の記載（トリス  
タン44尾グラタン・乙共18）や販売先の担当者の供述（乙共17～20）と矛盾する  
ことが判明した後は、上記請求書における産地の記載を削除し（乙共24）、自らの説明と  
整合する証拠を作出しようとするなど一定の隠滅行為を試みていることも看過することは  
できない。

控訴人らは、被控訴人が過去の税務調査において、浜買い、バツタ買いを承認していた  
旨主張する。しかし、前記の浜買い、バツタ買いという取引の異常性に鑑みれば、被控訴  
人の方においてこれを否認するに足りる根拠が足りなかつただけであり、積極的にこれを  
承認したものと認めることはできない。

以上によれば、後記（4）の個別の営業所ごとの検討においても改めて説示するが、結  
論としては、上記約18.99%の取引については、基本的には、被控訴人による具体的  
な主張立証がされており、これに対する控訴人らの反証は十分でない認められるから、  
架空の仕入れであるというべきである。ただし、これらの取引のうち、本件現金仕入れに  
よる仕入れの量がその仕入れ後の廃棄の量を大幅に上回っている場合（後記の長崎営業所  
の取引）、その差額に相当する現金仕入れが存在しないと説明することは困難であるから、  
その差額の部分に関しては現金仕入れが存在しないと認めることはできない。

以下、個別具体的に検討する。

#### （4）本件各営業所ごとの個別の判断

##### ア 福岡営業所について（乙共43）

乙共43及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所は、平成20年から平成23年まで、  
現金仕入れにより仕入れた活イセエビについて、仕入れた同日又はその直後に、本件現  
金仕入れに係る仕入れ量とほぼ同量のものを控訴人本社に移送することが多数回あった  
ことが認められる。

控訴人Aは、これは、浜買い等によって安価に仕入れた活イセエビを保管設備の整っ  
た控訴人本社に移送したものである旨主張し、証拠（甲共15～17、61）には、こ  
れに沿う部分がある。

しかしながら、乙共36によれば、福岡営業所長は、浜買いをする理由について控訴  
人本社の仕入れが時間がかかり福岡営業所において商品を確保するためである旨供述し  
ており、これは控訴人本社に商品を移送することと矛盾する。また、乙共36によれば、  
福岡営業所長は、控訴人本社に断りなく控訴人本社に移送するために浜買いをしていた  
旨供述しているが、活イセエビが陳腐化しやすい魚介類であることからすれば、控訴人  
本社における需要を考慮せずに営業所長独自の判断で活イセエビを購入することは不合  
理である。証拠（乙共43、58）及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所における活  
イセエビの搬入数量は、売上数量より大きかったことが認められ、また、前記のとおり、  
控訴人らが主張する浜買い等に係る商品は仕入れ後、ほかの商品と区別しないで保管さ  
れていたことに鑑みると、控訴人本社に移送されたものが、浜買い等による商品である  
のか、控訴人本社が介在して仕入れられた商品であるのかは明らかでない。かえって、  
乙共43によれば、福岡営業所の活イセAUの平成20年の在庫がマイナスであったこ  
とがあること及び平成21年以降は、平成20年には見られなかった商品の廃棄が行わ  
れるようになったことが認められるところ、このことからすると、移送された商品が浜

買い等によるものでなかったことが疑われる。そして、控訴人本社に移送されたのがどのような商品であるか明らかでない以上、甲共17は、上記可能性を否定するに足りない。

控訴人Aは、控訴人本社における水槽等が福岡営業所のものよりも大きくかつ保管の体制も整備されていた旨主張し、甲共61にはこれに沿う部分がある。しかしながら、乙共58及び弁論の全趣旨によれば、福岡営業所から控訴人本社へ移送された商品の数量に比べ、控訴人本社から福岡営業所に移送された商品の数量が大幅に少ないことが認められ、このことからすると移送された商品が福岡営業所で保管する代わりに控訴人本社で保管されたものと認めることは困難である。そして、甲共61には、ほかに、福岡営業所から控訴人本社に対し商品を移送すべき合理的な理由の記載がない。

控訴人Aは、本件現金仕入れに係る商品が控訴人本社に移送されていることは、県外確認ノートから確認できる旨主張する。

しかし、県外確認ノート（甲共17）は、控訴人A宛ての売上傳票（甲共16）の記載を転記したにすぎないものと認められ、信用性に乏しい。

このように、福岡営業所の物品出納帳の記載からも、本件現金仕入れのうち、同営業所でされたものが架空取引によるものであり、同記載は、帳簿上の在庫の数量と実地棚卸し数量を調整するためにされたものであると推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

したがって、別紙4-1～4の黄色部分の取引のうち「営業所」欄が「福岡」である取引は架空取引であると認められる。

#### イ 長崎営業所について（乙共44の1）

乙共44及び弁論の全趣旨によれば、長崎営業所の平成20年12月期から平成23年12月期までの期間中、①平成20年12月期のうち、平成20年8月及び同年9月には現金仕入れにより合計236.30kgの活イセ南アの仕入れがあり、同年8月ないし同年10月までの間に合計204.04kgが廃棄されたが、ほかの月では本件現金仕入れも破棄もなく、②平成21年12月期には、本件現金仕入れがなく、合計6.02kgが廃棄され、③平成22年12月期には現金仕入れにより合計1989.98kgと490本（同年12月）の活イセ南アの仕入れがあり、同年1月ないし同年11月まで間に1692.64kgと50本（同年12月）が廃棄され、④平成23年12月期には現金仕入れにより4963本の活イセ南アが仕入れられ、2239本廃棄されたことが認められる。

このように、現金仕入れによる活イセ南アの仕入れがなかった期には活イセ南アの廃棄がほぼ発生しなかったが、現金仕入れによる活イセ南アの仕入れがあった期には相当量の廃棄があり、本件全証拠によっても、本件現金仕入れがあった月（上記①）又は期間と本件現金仕入れがなかった月又は期間でこのような廃棄数量にばらつきが生ずべき合理的な理由は見出せないことからすれば、本件現金仕入れは架空の取引であり、いったん仕入れたものとして計上された商品が、廃棄されたものとして、実地棚卸数量との整合性が図られたことが推認される。

ただし、長崎営業所においては、平成20年12月期、平成22年12月及び平成23年12月期のいずれも、本件現金仕入れに係る数量は廃棄された数量を大幅に超えて

いる。本件現金仕入れが全て廃棄されるとすれば、本件仕入れに係る数量以上の廃棄が生じなければならないはずであり、廃棄された数量が本件現金仕入れに係る数量を大幅に下回るとは説明がつかない。証拠（乙共6、22）には、在庫が合わない場合には、加工や廃棄で在庫を調整する旨の記載があることが認められるが、冷凍や加工に関してはその後の商品として売却されるのであり、廃棄とは異なり、在庫数調整の手段として考え難い。また、証拠（乙共6、22）には、控訴人本社で東京方面からの仕入分の数量を調整するとか、控訴人本社の倉庫の棚卸数量を調整するなどの方法で在庫を合わせている旨の記載があるが、それらの方法が具体的にどのようなものかは明らかでない。

以上によれば、長崎営業所における平成20年12月期、平成22年12月、平成23年12月期の本件現金仕入れのうち一部は、架空のものと認めることはできない。

(ア) 平成20年12月期

平成20年12月期の本件現金仕入れに係る数量236.30kgと廃棄された数量204.04kgの差額である32.26kgについては、架空であると認めることはできない。

そうすると、別紙4-1の平成20年12月期の長崎の「黄色表示」の税抜金額106万3343円（税込111万6514円）のうち、上記32.26kgに応じた税抜金額14万5169円（税込15万2428円）は、税額計算上、損金に算入すべきである。

$106万3343円 \times 32.26kg \div 236.30kg \doteq 14万5169円$ （少数点以下切捨て。以下同じ。）

$111万6514円 \times 32.26kg \div 236.30kg \doteq 15万2428円$

(イ) 平成22年12月期

(a) 平成22年11月まで（kgによる表示）

平成22年12月期の本件現金仕入れに係る数量1989.98kgと廃棄された数量1692.64kgの差額である297.34kgについては、架空であると認めることはできない。

そうすると、別紙4-3の平成22年12月期の長崎の「黄色表示」の税抜金額906万4679円（税込951万7916円）の同年11月までの税抜金額806万4920円（税込846万8166円）のうち、上記297.34kgに応じた税抜金額120万5048円（税込126万5301円）は、税額計算上、損金に算入すべきである。

$806万4920円 \times 297.34kg \div 1989.98kg \doteq 120万5048円$

$846万8166円 \times 297.34kg \div 1989.98kg \doteq 126万5301円$

(b) 平成22年12月分（本数による表示）

平成22年12月分の本件現金仕入れに係る数量490本と廃棄された数量50本の差額である440本については、架空であると認めることはできない。

そうすると、別紙4-3の平成22年12月期の長崎の「黄色表示」の同年12月の税抜金額99万9759円（税込104万9750円）のうち、上記440本に応

じた税抜金額89万7742円（税込94万2632円）は、税額計算上、損金に算入すべきである。

$99万9759円 \times 440本 \div 490本 \approx 89万7742円$

$104万9750円 \times 440本 \div 490本 \approx 94万2632円$

(c) (a) と (b) の合計

税抜210万2790円（税込220万7933円）

(ウ) 平成23年12月期

平成23年12月期の本件現金仕入れに係る数量4963本と廃棄された数量2239本の差額である2724本については、架空であると認めることはできない。

そうすると、別紙4-4の平成23年12月期の長崎の「黄色表示」の税抜金額1014万4805円（税込1065万2075円）のうち、上記2724本に応じた税抜金額556万8093円（税込584万6514円）は、税額計算上、損金に算入すべきである。

$1014万4805円 \times 2724本 \div 4963本 \approx 556万8093円$

$1065万2075円 \times 2724本 \div 4963本 \approx 584万6514円$

ウ 別府営業所について

(ア) 乙共45及び弁論の全趣旨によれば、別府営業所では、平成20年8月、和牛55.60kgが現金仕入れにより仕入れられ、同年8月から同年12月にかけて54.85kgの和牛が廃棄されたことが認められる。そして、このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の和牛が廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、廃棄として処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、上記廃棄された和牛には、通常の仕入れによるものが含まれている上、当該廃棄は控訴人Aの顧客のメニュー改変に伴い脂身を切り落とす必要があったことから生じたものである旨主張し、甲共56にはこれに沿う部分がある。しかし、メニュー改変に伴い脂身を切り落とす必要があったというような事情で上記のとおり仕入れた和牛肉のほぼ全てを廃棄するに至るとはにわかに考え難いし、ほかに控訴人Aの上記主張を裏付ける客観的な証拠がないので上記推認を覆すに足りない。

(イ) また、別府営業所では、現金仕入れにより活イセ南アが平成20年12月期に1653本仕入れられ、1709本の活イセ南アが廃棄され、平成21年12月期に896本の活イセ南アが仕入れられ、954本が廃棄され、平成22年12月期に292本の活イセ南アが仕入れられ、442本が廃棄され、平成23年12月期に405本の活イセ南アが仕入れられ、427本が廃棄されたこと及びこれら活イセ南アの廃棄率は平成20年12月期に30.4%、平成21年12月期は21.4%、平成22年12月期は16.8%、平成23年12月期は22.5%であったことが認められる。

被控訴人は、活イセ南アの一般的な廃棄率は3%であり、上記廃棄数量に係る廃棄率がこれを大きく超えている旨主張する。そして、「活イセ集計表（本数）」（乙共62）には廃棄は月内1%に抑えるよう記載されており、熊本営業所長は廃棄率を3%以下に抑えるよう指示されている旨供述し（乙共23）、乙常務は、平成25年1月31日、活イセの一般的な廃棄率は3%である旨供述している（乙共11）。

これに対し、控訴人らは、乙常務の上記供述は、陸揚げ時の廃棄率を述べたものであ



る旨主張する。しかしながら、乙共11によれば、本件税務調査において、活イセエビの陸揚げ時の廃棄率が問題になった形跡はうかがわれず、上記乙常務の供述も、その前後の文脈上、陸揚げ時の廃棄率を問われたことに対する回答であったとはいえない。したがって、控訴人らの上記主張を直ちに採用することはできない。

また、証人乙常務の証言には、活イセエビの廃棄率は、10%ないし20%であるとする部分があり、証人戊の証言にも、活イセエビの廃棄率が12%ないし13%程度であるとする部分がある。しかしながら、長崎営業所（乙共44の1）、別府営業所（乙共45の1）、大阪営業所（乙共48の1）で、本件現金仕入れがない月においては廃棄率が0%か極めて低いことからすれば、上記証言から直ちに、活イセエビの一般的な廃棄率が3%であるとする上記各証拠の信用性を覆すに足りない。

そうすると、上記廃棄数量に係る廃棄率は、一般的な廃棄率を大きく超えているということができる。

これに対し、控訴人らは、水温をコントロールする処理をした場合の活イセエビの死亡率は10%であり、そのような処理がされていない場合の死亡率は20%である旨主張し、甲共18には、これに沿う部分がある。しかしながら、同書証は、春季の水温上昇期（水温摂氏16度ないし20度）に発生するへい死を予防する技術の開発に関し、統計処理を行った結果、水温摂氏24度ないし26度で高水温飼育期間5日以上条件が整った時、へい死防止に十分な効果があること等をグラフで示したものであり、活イセエビの一般的な死亡率を調査したものではない。また、別府営業所の活イセエビの保管状況が、甲共18にいう春季水温上昇期のようなものであったと認めるに足りる証拠もないので、上記証拠部分は前記認定説示を左右するに足りない。

そして、このことから、本件現金仕入れのうち、別府営業所に係る分は架空の取引であり、上記廃棄によって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認されるというべきである。

また、平成21年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは3669本であり、同年度の通常仕入れ3565本を上回るが、平成20年12月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が506本あることからすれば、本件現金仕入れがなくても上記売上げを上げることは可能である。したがって、平成21年12月期の本件現金仕入れは全て架空であると認められる。

なお、控訴人Aは、活イセ南アの廃棄は本件現金仕入れがされていない期間においても大量に発生している旨主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、平成21年11月及び同年12月を除けば、本件現金仕入れを行った月と本件現金仕入れを行わなかった月では、廃棄率に大きな差が見られることが認められ、このことに照らすと、上記主張事実は、前記推認を覆すには足りない。

#### エ 宮崎営業所について

乙共46及び弁論の全趣旨によれば、宮崎営業所では、平成21年1月から同年7月までの間、現金仕入れにより、牛ヒレ750kgが仕入れられ、その後、平成22年5月から同年7月までに本件現金仕入れに係る仕入量と同数量の牛ヒレが廃棄されたこと及び平成21年12月期の期末棚卸在庫量は、帳簿上749.32kgであったにもかかわらず、控訴人本社に報告した実地棚卸数量は0kgであったことが認められる。こ

のことからは、現金仕入れによる上記牛ヒレの仕入れが架空のものであったことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、期末の实地棚卸数量は人為的なミスにより計上されたものであること及び上記廃棄は賞味期限切れや口蹄疫による風評被害に起因するものである旨主張する。

しかしながら、控訴人Aが主張する棚卸数量が現実に存在していたのであれば、約750kgという大量の在庫についてそれがゼロとされる誤りが生じ、見過ごされるとは考え難い。また、乙共46及び弁論の全趣旨によれば、宮崎県内で口蹄疫が発生したのは平成22年4月であったが、上記約750kgの在庫は平成21年7月までに本件現金仕入れで生じていたのに、その廃棄処理が平成22年5月に242kg、同年6月に276kg、同年7月に232kgと3回に分けて行われたことになっており、上記控訴人Aの説明と必ずしも整合しないこと及び同年8月以降は宮崎営業所において牛ヒレの廃棄がされていないことが認められ、上記廃棄の必要性が口蹄疫の発生に起因するものとまで認めることはできない。これらの事情に照らすと、控訴人Aの上記主張は採用できない。

また、平成21年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは641.41kgであり、同年度の通常仕入れ635.31kgを上回るが、平成20年12月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が6.10kgあることからすれば、本件現金仕入れがなくても上記売上げを上げることは可能である。したがって、平成21年12月期の本件現金仕入れは全て架空であると認められる。

#### オ 広島営業所について

乙共47及び弁論の全趣旨によれば、各年度ごとに見ると、平成20年12月期は本件現金仕入れに係る数量は490.00kgであるのに対して廃棄された数量は268.62kgにとどまり、また、平成22年12月期は本件現金仕入れに係る数量は270.00kgであるのに対して廃棄された数量は163.22kgにとどまる。これらの差額に係る本件現金仕入れが存在するかが問題となる。

しかし、乙共47及び弁論の全趣旨によれば、広島営業所における活イセ南アの平成20年12月期から平成23年12月期までの4期分の本件現金仕入れは、合計1512kgであるところ、同4期分の廃棄数量は、1518.80kgであったことが認められる。そして、控訴人らにおいては、定期的な棚卸による在庫管理がされていることなども踏まえ、年度を超えて本件物品出納帳の記載を操作することに支障があったものとは認められない。

このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の活イセ南アが廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、それによって仕入れられた商品が廃棄されたものとして処理することによって实地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、4期分の現金仕入れと廃棄数量が近似しても偶然の一致にすぎず、本件現金仕入れを架空のものであると認定することはできない旨主張する。しかしながら、証拠（甲共61、証人戊）及び弁論の全趣旨によれば、本件各営業所においては、受発注の認識時期や納品時期によって、本件物品出納帳上の在庫数量と実際の在庫数量が乖離することがあることが認められ、このことによれば、架空にされた仕入

れが複数の事業年度にわたって処理される可能性も想定できるので、上記主張は、上記推認を覆すに足りない。

カ 大阪営業所について

乙共48及び弁論の全趣旨によれば、本件物品出納帳による大阪営業所における活イセ南アの期末在庫は、平成20年12月期は339.94kg、平成21年12月期は479.78kg、平成22年12月期は763.58kg、平成23年12月期は622.03kgであるところ、実地棚卸数量は、平成20年12月期が35.50kg、平成21年12月期は43.90kg、平成22年12月期は43.50kg、平成23年12月期は32kgであったこと、平成20年12月期から平成23年12月期においては活イセ南アの廃棄はなかったが、その後から廃棄が生じたことが認められる。このような棚卸数量と実地棚卸数量の著しい乖離を鑑みると、これらの乖離が誤差の範囲内のものと考えすることはできない。このことに加え、上記廃棄の発生状況からすると、上記期間における本件現金仕入れのうち、大阪営業所に係る分は架空のものであり、それに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、大阪営業所において物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあった旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。そして、ほかに、上記推認を覆すに足りる証拠はない。

また、平成22年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは1284.70kgであり、同年度の通常仕入れ1259.10kgを上回るが、平成21年12月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が43.90kgあることからすれば、本件現金仕入れがなくても上記売上げを上げることは可能である。したがって、平成22年12月期の本件現金仕入れは全て架空であると認められる。

また、平成23年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは1165.39kgであり、同年度の通常仕入れ1158.13kgを上回るが、平成22年12月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が43.50kgあることからすれば、本件現金仕入れがなくても上記売上げを上げることは可能である。したがって、平成23年12月期の本件現金仕入れも全て架空であると認められる。

キ 北関東営業所について

乙共49及び弁論の全趣旨によれば、北関東営業所は、平成20年12月期において、現金仕入れにより牛リブローズ347.80kgを仕入れ、同期において、同量を廃棄し、平成21年12月期に151.00kgを仕入れ、同期に144.82kgを廃棄したことが認められる。このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の牛リブローズが廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、これに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって、実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、平成20年12月期における各月の本件現金仕入れ量と廃棄数量は一致しないので、同期合計の本件現金仕入れ量と廃棄数量が一致しても本件現金仕入れが架空であると認めることはできない旨主張する。しかしながら、前記説示によれば、架空の仕入れが複数の月にわたって処理されることも想定できるので、控訴人

Aの主張は上記判断を左右しない。

また、平成21年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは1965.02kgであり、同年度の通常仕入れ1864.05kgを上回るが、平成20年12月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が86.24kgあり、上記売上げから、通常仕入れと実在庫を併せた量を控除した残りは、14.73kgと極めて僅かにとどまる（通常仕入れと実在庫の計量等における誤差の可能性を否定できない。）ことからすれば、平成21年12月期の本件現金仕入れは全て架空であると認められる。

#### ク 高崎営業所について

乙共50及び弁論の全趣旨によれば、高崎営業所は、平成20年12月期のズワイLの前期末棚卸数値が145kgであり、同期中、合計2710kg（通常の仕入れにより880kg、現金仕入れにより1830kg）を仕入れ、940kgを売り上げ、その結果、帳簿上の期末棚卸在庫が1915kgとなったが、実地棚卸数量は20kgであったことが認められる。このように、帳簿上の期末棚卸在庫と実際の棚卸数量が大きく乖離していることからすると、上記現金仕入れによる仕入れは、架空仕入れであったことが推認される。

これに対し、控訴人Aは、高崎営業所において物品出納帳に記入すべき廃棄数量の記入漏れがあった旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はないし、単なる記入漏れだけで上記のような大きな乖離の説明が直ちにできるとも思われない。そして、ほかに、上記推認を覆すに足りる証拠はない。

また、平成20年12月期の取引に関しては、当該年度の売上げは940.00kgであり、同年度の通常仕入れ880.00kgを上回るが、平成20年6月にされた本社報告棚卸数量、すなわち実在庫が55.00kgあることからすれば、上記売上げから、通常仕入れと実在庫を併せた量を控除した残りは、5.0kgと極めて僅かにとどまる（通常仕入れと実在庫の計量等における誤差の可能性を否定できない。）ことからすれば、平成20年12月期の本件現金仕入れは全て架空であると認められる。

#### ケ 熊本営業所について

乙共51及び弁論の全趣旨によれば、控訴人Cは、平成19年6月期において、現金仕入れにより活イセNZを500kg仕入れたが、同期において、ほぼ同量である551.92kgを廃棄したことが認められる。このように、本件現金仕入れに係る数量とほぼ同量の活イセNZが廃棄されたことからすると、同仕入れは架空のものであり、これに係る商品を廃棄されたものとして処理することによって実地棚卸数量との調整が行われたことが推認される。

これに対し、控訴人Cは、平成19年6月期における各月の本件現金仕入れ量と廃棄数量は一致せず、同期合計の本件現金仕入れ量と廃棄数量が一致しても本件現金仕入れが架空であると認めることはできない旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、架空の仕入れが複数の月にわたって処理されることも想定できるので、控訴人らの主張は前記判断を左右しない。

また、平成19年6月期の取引に関しては、当該年度の売上げは1954.92kgであり、同年度の通常仕入れ1942.60kgを上回るが、その差は、12.32kgと極めて僅かにとどまることからすれば、平成19年6月期の本件現金仕入れは全て

架空であると認められる。

(5) 以上認定したところに基づき、次項以下で、控訴人らが納付すべき税額について、検討することとする。

[以下、当審において書き下ろした。]

4 控訴人Aに関する税額の計算（法人税）（別表1参照。なお、別表については、主文に係る裁判所の判断の欄に黄色を付してある。）

（以下、争点（2）（「隠ぺい又は仮装」（国税通則法68条）の有無）、争点（3）（「隠ぺい又は仮装」（法人税法127条1項3号）の有無）に関する判断を含む。）

(1) 本件青色申告承認取消処分について

鹿児島税務署長は、控訴人Aの本件各事業年度における本件現金仕入れは架空に計上されたもので、帳簿書類に取引の一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その記載又は記録をした事項の全体について、その真実性を疑うに足りる相当の理由があり、法人税法（平成28年12月2日法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）127条1項3号に規定する青色申告承認の取消事由に該当するとして、本件青色申告承認取消処分を行っている（乙A第19号証の2）ところ、前記のとおり、平成18年12月期及び平成19年12月期においては架空仕入れと認められる本件現金仕入れの額は0円となることから、当該事業年度において帳簿書類に取引を「隠ぺい又は仮装」して記載した事実は存在しないこととなるため、本件青色申告承認取消処分のうち平成18年12月期及び平成19年12月期に係る部分は違法であり、取消しを免れない。

一方で、平成20年12月期以降においては架空仕入れと認められる本件現金仕入れがあることから、当事業年度には「隠ぺい又は仮装」した事実が存在するため、法人税法127条1項3号の規定に基づき青色申告承認が取り消されるから、本件青色申告承認取消処分のうちその余の部分は適法である。

(2) 平成18年12月期

ア 所得金額（別表1「平成18年12月期」の「相手主張額」の「⑧」欄）

△1095万0105円

次の（ア）及び（イ）を合計すると、△1347万2405円となるが、平成18年12月期の確定申告における所得金額は、△1095万0105円であり、当該金額を超えない部分は争うことができないため、所得金額は、△1095万0105円となる。

（ア）確定申告額（別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄）

△1095万0105円

（イ）仕入高の損金算入額（別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄）

△252万2300円

平成18年12月期の法人税の更正処分による架空仕入れ（仕入過大）は0円となることから、平成18年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」252万2300円（乙A第20号証1枚目）については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額（別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄）

△4717円

納付すべき税額は、次の（ア）から（イ）を控除した金額（なお、国税通則法120

条1項により、還付金等の額については、1円未満の端数の切捨て)である。

(ア) 所得金額に対する税額 (別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「⑪」欄) 0円

上記アのとおり、所得金額は△1095万0105円となることから、所得金額に対する税額は生じない。

(イ) 控除税額 (別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄)

△4717円

平成18年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 (別表1「平成18年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄) 1761万3358円

上記(1)のとおり、本件青色申告承認取消処分が取り消されることにより、平成18年12月期は青色申告となり、同事業年度に生じた欠損金の額は翌期へ繰り越されるから、平成18年12月期に生じた欠損金の額1095万0105円と、平成18年12月期より以前に生じた欠損金の額666万3253円の合計1761万3358円が翌期へ繰り越す欠損金の額となる(乙A第4号証7枚目)。そして、これが別表1「平成19年12月期」の「相手主張額」の「⑨」欄に転記される。

エ 重加算税について

平成18年12月期において架空仕入れは認められないから、平成18年12月期における法人税に係る重加算税賦課決定処分は違法である。

(3) 平成19年12月期

ア 所得金額 (別表1「平成19年12月期」の「相手主張額」の「⑧」欄)

2744万0486円

次の(ア)及び(イ)を合計して計算すると、2500万8886円となるが、平成19年12月期の確定申告における所得金額は、2744万0486円であり、当該金額を超えない部分は争うことができないため、所得金額は、2744万0486円となる。

(ア) 確定申告額 (別表1「平成19年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

2744万0486円

(イ) 仕入高の損金算入額 (別表1「平成19年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)

△243万1600円

平成19年12月期の法人税の更正処分による架空仕入れ(仕入過大)は0円となることから、平成19年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」243万1600円(乙A第22号証1枚目)については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額 (別表1「平成19年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄)

755万2600円

納付すべき税額は、次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 所得金額に対する税額 (別表1「平成19年12月期」の「裁判所の認定」の「⑪」欄)

759万2000円

所得金額に対する税額は、上記アのとおり所得金額が2744万0000円(国税通

則法118条1項の規定により、1000円未満の端数切捨て。以下同じ)となることから、法人税法66条2項(平成23年12月2日法律第114号による改正前のものをいい、所得金額800万円以下の部分に対する法人税率については、平成11年3月法律第8号による経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条若しくは平成21年3月法律第13号による租税特別措置法42条の3の2の規定による読み替え後の税率による。以下同じ。)の規定により、800万円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える金額については100分の30を乗じて計算した金額の合計759万2000円(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数切捨て。以下同じ。)である。

(イ) 控除税額(別表1「平成19年12月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄)

3万9377円

平成19年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 重加算税について

平成19年12月期において架空仕入れは認められないから、平成19年12月期における法人税に係る重加算税賦課決定処分は違法である。

(4) 平成20年12月期

ア 所得金額(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄)

4771万6543円

所得金額は、次の(ア)ないし(ウ)を合計した金額である。

(ア) 確定申告額(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

2946万4683円

(イ) 仕入過大(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「②」欄)

1989万9562円

平成20年12月期の法人税の更正処分において損金の額に算入されないとされた額5285万4471円のうち、1989万9562円が架空仕入金額として損金の額に算入されない(別紙4-1末尾の「認定」の「税抜金額」の欄参照)。

(ウ) 仕入高の損金算入額(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)

△164万7702円

上記(イ)のとおり、損金の額に算入されない額に係る仮払消費税等相当額99万4998円(別紙4-1の末尾「認定」の「税込金額」から「税抜金額」を控除した額)と平成20年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき合計税額」264万2700円(乙A第24号証1枚目)との差額164万7702円については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄)

1357万9400円

次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 所得金額に対する税額(別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑧」欄)

1367万4800円

所得金額に対する税額は、上記アのとおり所得金額が4771万6000円(1000円未満の端数切捨て)となることから、法人税法66条2項の規定により、800万

円以下の金額について100分の22を乗じ、800万円を超える金額については100分の30を乗じて計算した金額の合計1367万4800円（100円未満の端数切捨て）である。

(イ) 控除税額（別表1「平成10年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄）

9万5395円

平成20年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 加算税の額

(ア) 過少申告加算税の額（別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑬」欄）

9万8000円

上記イのとおり法人税の納付すべき税額が1357万9400円となることから、新たに納付すべき税額は、納付済みの711万8200円（別表1「平成20年12月期」の「確定申告」欄の「⑫」欄）を差し引いた646万1200円となること、そのうち98万0000円（別表1「平成20年12月期」の「確定申告」欄の「⑨」欄の98万5600円について国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数切捨て）は、法人税額の特別控除が認められないために生じた税額であることから、平成20年12月期における過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項所定の割合（100分の10）を乗じた金額9万8000円である。したがって、同額の過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める控訴人Aの請求は理由がない。

(イ) 重加算税の額（別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄）

191万4500円

新たに納付すべき税額646万1200円から上記（ア）の98万5600円を除いた金額547万0000円（1万円未満の端数切捨て）について、国税通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額191万4500円である。

(5) 平成21年12月期

ア 所得金額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄）

2277万4420円

所得金額は、次の（ア）ないし（エ）を合計した金額である。

(ア) 確定申告額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄）

1337万6492円

(イ) 仕入過大（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「②」欄）

1258万9447円

平成21年12月期の法人税の更正処分において損金の額に算入されないとされた額4137万9078円のうち、1258万9447円が架空仕入金額として損金の額に算入されない（別紙4-2末尾の「上記合計のうち黄色表示の計」部分の「税抜金額」の欄参照）。

(ウ) 仕入高の損金算入額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄）

△143万9319円

上記（イ）のとおり、損金の額に算入されない額1258万9447円に係る仮払消費税等相当額62万9481円（別紙4-2末尾の「上記合計のうち黄色表示の計」の「税込金額」から「税抜金額」を控除した額）と平成21年12月期の消費税等の更正



処分による「差引納付すべき合計税額」206万8800円（乙A第26号証1枚目）との差額143万9319円については、仕入高として損金の額に算入される。

(エ) 事業税の認容額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄）

△175万2200円

平成20年12月期の法人税の更正処分により同期の所得金額が1825万1860円（別表1「平成20年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄4771万6543円と同「確定申告」の「⑦」欄2946万4683円に差額）増加することに伴い、これに連動して事業税額及び地方法人特別税が増加し、増加分の事業税及び地方法人特別税175万2200円が平成21年12月期の損金として所得金額から減算される。

（別表1-2の「平成20年12月期」欄の事業税等認容額欄の「③-⑥」）

イ 納付すべき税額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄）

578万8800円

次の（ア）から（イ）を控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

(ア) 所得金額に対する税額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑧」欄）

587万2200円

所得金額に対する税額は、上記アのとおり所得金額が2277万4000円（1000円未満の端数切捨て）となることから、法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法42条の3の2第1項（いずれも平成22年法律第6号による改正前のもの。）の規定により、800万円以下の金額について100分の18を乗じ、800万円を超える金額については100分の30を乗じて計算した金額の合計587万2200円（100円未満の端数切捨て）である。

(イ) 控除税額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄）

8万3328円

平成21年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 加算税の額

(ア) 過少申告加算税の額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑬」欄）

6万1000円

上記イのとおり法人税の納付すべき税額が578万8800円となることから、新たに納付すべき税額は、納付済みの235万8900円（別表1「平成21年12月期」の「確定申告」欄の「⑫」欄）を差し引いた342万9900円となるところ、そのうち61万0000円（別表1「平成21年12月期」の「確定申告」欄の「⑨」欄の61万0560円について国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数切捨て）は、法人税額の特別控除が認められないために生じた税額であることから、平成21年12月期における過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項所定の割合（100分の10）を乗じた金額6万1000円である。したがって、同額の過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める控訴人Aの請求は理由がない。

(イ) 重加算税の額（別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄）

98万3500円

新たに納付すべき税額342万9900円から上記（ア）の61万0560円を除いた金額281万0000円（国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数切捨て）

て)について、国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額98万3500円である。

(6) 平成22年12月期

ア 所得金額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄)

2444万4668円

所得金額は、次の(ア)ないし(エ)を合計した金額である。

(ア) 確定申告額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

987万1977円

(イ) 仕入過大(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「②」欄)

1681万1322円

平成22年12月期の更正処分において損金の額に算入されないとされた額4355万3328円のうち、1681万1322円が架空仕入れ金額として損金の額に算入されない(別紙4-3末尾の「認定」の「税抜金額」の欄参照)。

(ウ) 仕入高の損金算入額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)

△133万7131円

上記(イ)のとおり、損金の額に算入されない額1681万1322円に係る仮払消費税相当額84万0569円(別紙4-3末尾の「認定」の「税込金額」から「税抜金額」を控除した額)と平成22年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき合計税額」217万7700円(乙A第28号証1枚目)との差額133万7131円については、仕入高として損金の額に算入される。

(エ) 事業税及び地方法人特別税認容額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄)

△90万1500円

平成21年12月期の法人税の更正処分により同期の所得金額が939万7928円(別表1「平成21年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄2277万4420円と同「確定申告」の「⑦」欄1337万6492円の差額)増加することに伴い、これに連動して事業税及び地方法人特別税が増加し、増加分の事業税及び地方法人特別税90万1500円が平成22年12月期の損金として所得金額から減算される。(別表1-2の「平成21年12月期」欄の「事業税等認容額」欄の「③-⑥」)

イ 納付すべき税額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑬」欄)

633万7800円

次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

(ア) 所得金額に対する税額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑨」欄)

637万3200円

所得金額に対する税額は、上記アのとおり所得金額が2444万4000円(1000円未満の端数切捨て)となることから、法人税法66条2項の規定により、800万円以下の金額について100分の18を乗じ、800万円を超える金額については100分の30を乗じて計算した金額の合計637万3200円(100円未満の端数切捨て)である。

(イ) 控除税額(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄)

3万5368円

平成22年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 加算税の額

(ア) 過少申告加算税の額 (別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄) 8000円

上記イのとおり法人税の納付すべき税額が633万7800円となることから、新たに納付すべき税額は、納付済みの188万3200円(別表1「平成22年12月期」の「確定申告」欄の「⑬」欄)を差し引いた445万4600円となるところ、そのうち8万0000円(別表1「平成22年12月期」の「確定申告」欄の「⑩」欄の8万2692円について国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数切捨て)は、法人税額の特別控除が認められないために生じた税額であることから、平成22年12月期における過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項所定の割合(100分の10)を乗じた金額8000円である。したがって、同額の過少申告加算税の賦課決定処分の取消しを求める控訴人Aの請求は理由がない。

(イ) 重加算税の額 (別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑮」欄) 152万9500円

新たに納付すべき税額445万4600円から上記(ア)の8万2692円を除いた金額437万円(1万円未満の端数切捨て)について、国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額152万9500円である。

(7) 平成23年12月期

ア 所得金額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑧」欄) △5957万6184円

所得金額は、次の(ア)ないし(オ)を合計した金額である。

(ア) 確定申告額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄) △7120万2910円

(イ) 仕入過大 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「②」欄) 1439万0620円

平成23年12月期の更正処分において損金の額に算入されないとされた額4108万3856円のうち、1439万0620円が架空仕入れ金額として損金の額に算入されない(別紙4-4末尾の「認定」の「税抜金額」の欄参照)。

(ウ) 仕入高の損金算入額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄) △133万4644円

上記(イ)のとおり、損金の額に算入されない額1439万0620円に係る仮払消費税等相当額71万9556円(別紙4-4末尾の「認定」の「税込金額」から「税抜金額」を控除した額)と平成23年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき合計税額」205万4200円(乙A第30号証1枚目)との差額133万4644円については、仕入高として損金の額に算入される。

(エ) 事業税及び地方法人特別税認容額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄) △139万8000円

平成22年12月期の法人税の更正処分により同期の所得金額が1457万2691円(別表1「平成22年12月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄)2444万4668

円と同「確定申告」の「⑦」欄 987万1977円の差額) 増加することに伴い、これに連動して事業税及び地方法人特別税が増加し、増加分の事業税及び地方法人特別税 139万8000円が平成23年12月期の損金として所得金額から減算される。(別表1-2の「平成22年12月期」欄の「事業税等認容額」欄の「③-⑥」)

(オ) 寄付金の損金算入額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑥」欄) (乙A第15号証) △3万1250円

寄付金の損金算入額は、a から b を控除した額である。

a 確定申告における一般寄付金の損金不算入額 0円

b 寄付金の損金算入限度額

(a) と (b) の合計額の2分の1に相当する額である (法人税法施行令73条1項) 3万1250円

(a) 所得基準 0円

当該事業年度の所得の金額の100分の2.5に相当する金額だが、所得仮計△5969万8887円 (当初申告の所得仮計△7135万1263円 [乙A第15号証3枚目] から、仕入過大1439万0620円、仕入高の損金算入額△133万4644円、事業税認容額△139万8000円を控除した額) であり、支出した寄付金11万9000円を加算しても、マイナスであるため、所得基準は0円になる (同号証8枚目)。

(b) 資本金基準 6万2500円

期末資本金2500万円の1000分の2.5に相当する金額である。

イ 納付すべき税額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑬」欄)

△5万9353円

納付すべき税額は、次の(ア) から (イ) を控除した金額 (なお、国税通則法120条1項により、還付金等の額については、1円未満の端数の切捨て) である。

(ア) 所得金額に対する税額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄) 0円

上記アのとおり、所得金額は△5957万6184円となることから、所得金額に対する税額は生じない。

(イ) 控除税額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑪」欄)

5万9353円

平成23年12月期の確定申告における控除税額である。

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 (別表1「平成23年12月期」の「裁判所の認定」の「⑨」欄) 0円

前記(1)で述べたとおり、平成20年12月期に青色申告の承認が取り消されることから、同期以降である平成22年12月期に生じた欠損金の額は平成23年12月期に繰り越すことができない。

(8) 平成24年12月期

ア 所得金額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑧」欄)

341万7925円

所得金額は、次の(ア) ないし (エ) を合計した金額である。

- (ア) 確定申告額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「①」欄) 0円
- (イ) 仕入高の損金算入額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)  $\Delta 133万7600円$   
 平成24年12月期の法人税の更正処分による架空仕入れ (仕入過大) は0円となることから、平成24年12月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」133万7600円 (乙A第32号証1枚目) については、仕入高として所得金額から減算される。
- (ウ) 繰越欠損金の損金不算入額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄) 473万8805円  
 前記(1)で述べたとおり、平成20年12月期に青色申告の承認が取り消されることから、同期以降である平成23年12月期に生じた欠損金の額は平成24年12月期に繰り越すことはできないため、当該欠損金の額473万8805円は損金の額に算入されない。
- (エ) 寄付金の損金不算入額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑥」欄) (乙A第17号証) 1万6720円  
 a から b を控除した額である。
- a 確定申告における一般寄付金の損金算入限度額 9万0576円
- b 損金算入限度額  
 (a) と (b) の合計額の2分の1に相当する金額 (法人税法施行令73条1項) 7万3856円
- (a) 所得基準 8万5212円  
 所得仮計286万2017円 (当初申告の所得仮計419万9617円 [乙A第17号証3枚目] から仕入高の損金算入額133万7600円を控除した額) に支出した寄付金の額54万6500円 (同号証8枚目) を加算した額の100分の2.5に相当する金額。
- (b) 資本金基準 6万2500円  
 期末資本金2500万円の1000分の2.5に相当する金額。
- イ 納付すべき税額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄) 53万1700円  
 次の(ア)から(イ)を控除した金額 (100円未満の端数切捨て) である。
- (ア) 所得金額に対する税額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄) 61万5000円  
 所得金額に対する税額は、上記アのとおり所得金額が341万7000円 (1000円未満の端数切捨て) となることから、法人税法66条2項の規定により、800万円以下の金額について100分の18を乗じて計算した金額61万5000円 (100円未満の端数切捨て) である。
- (イ) 控除税額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄) 8万3264円  
 平成24年12月期の確定申告における控除税額である。
- ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 (別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の

「⑩」欄) 0円

上記(1)で述べたとおり、平成20年12月期に青色申告の承認が取り消されることから、翌期以降である平成24年12月期に生じた欠損金の額は平成25年12月期に繰り越すことができない。

エ 過少申告加算税の額(別表1「平成24年12月期」の「裁判所の認定」の「⑮」欄) 6万1000円

上記イのとおり法人税の納付すべき税額が53万1700円となるが、確定申告において8万3264円が還付されていることから、新たに納付すべき税額は61万4900円(53万1700円と8万3264円の合計額について国税通則法119条1項に基づき100円未満の端数切捨て)となり、加算税の計算の基礎となる金額は61万0000円(国税通則法118条3項に基づき1万円未満の端数切捨て)となるため、平成24年12月期の過少申告加算税の額は国税通則法65条1項所定の割合(100分の10)を乗じた金額6万1000円である。

オ 重加算税について

上記課税期間において架空仕入れは認められないから、平成24年12月課税期間における法人税に係る重加算税賦課決定処分は違法である。

#### 5 控訴人Aに関する税額の計算(消費税)(別表2参照)

控訴人らは、原審において、消費税及び地方消費税に係る更正処分の取消請求を取り下げているものの、消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分の取消請求は維持しているので、以下、検討する。

##### (1) 平成18年12月課税期間の計算

ア 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額(別表2の「平成18年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩)

消費税3887万2100円及び地方消費税額971万8000円の合計額4859万0100円

イ 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額(別表2の「平成18年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩)

消費税3685万4300円及び地方消費税額921万3500円の合計額4606万7800円

ウ 過少申告加算税の額 25万2000円

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である252万円(国税通則法118条3項により1万円未満切捨て)となり、これに100分の10(国税通則法65条1項)を乗じて計算した25万2000円が過少申告加算税の額となる。

上記期間において架空仕入れは認められないから、平成18年12月課税期間における消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分は、上記過少申告加算税25万2000円を超える部分において違法となる。

##### (2) 平成19年12月課税期間の計算

ア 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額(別表2の「平成19年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩)

消費税3857万4100円及び地方消費税額964万3500円の合計額4821万7600円

イ 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表2の「平成19年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税3662万8800円及び地方消費税額915万7200円の合計額4578万6000円

ウ 過少申告加算税の額 24万3000円

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である243万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した24万3000円が過少申告加算税の額となる。

上記期間においても架空仕入れは認められないから、平成19年12月課税期間における消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分も、上記過少申告加算税24万3000円を超える部分において違法である。

### (3) 平成20年12月課税期間の計算

ア 課税標準額（申告額） 37億1619万1000円

（乙A第10号証・1枚目「①」欄）

イ 消費税額（申告額） 1億4864万7640円

（乙A第10号証・1枚目「②」欄）

ウ 控除税額 1億1190万6728円

控除税額は、次の（ア）と（イ）の合計である。

（ア）控除対象仕入税額 1億1153万7170円

控除対象仕入税額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額（税込）29億4874万5287円（乙A第10号証・2枚目）から、平成20年12月課税期間に係る架空仕入れ2089万4560円（税込。別紙4-1末尾の「認定」の「税込金額」欄参照）を控除して計算された29億2785万0727円に、消費税法30条1項所定の割合（105分の4）を乗じた金額である。

（イ）返還等対価に係る税額（申告額） 36万9558円

（乙A第10号証（1枚目「⑤」欄）

エ 納付すべき消費税額 3674万0900円

納付すべき消費税額は、上記イから上記ウを控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

オ 納付すべき譲渡割額 918万5200円

納付すべき譲渡割額は、上記エに地方税法72条の82及び83所定の割合（100分の25）を乗じた金額（100円未満の端数切捨て）である。

カ 重加算税の額 34万6500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付することとなった264万円（乙A第24号証・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄）のうち99万円（上記納付すべき消費税額の差額79万6000円（前記エから別表2の「平成20年12月課税期間」の「確定申告」の「⑧」欄を控除したもの）と上記納付すべき譲渡割額の差額19万90

00円（上記オから別表2の「平成20年12月課税期間」の「確定申告」の「⑩」欄を控除したもの）の合計99万5000円の1万円未満切捨て）に国税通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

キ 過少申告加算税の額 16万4000円

(ア) 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表2の「平成20年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩）

消費税3805万9100円及び地方消費税額951万4700円の合計額4757万3800円

(イ) 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表2の「平成20年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税3594万4900円及び地方消費税額898万6200円の合計額4493万1100円

(ウ) 過少申告加算税の額

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記（ア）と上記（イ）との差額である264万2700円から、上記カの重加算税対象税額99万5000円を控除した164万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した16万4000円が過少申告加算税の額となる。

#### (4) 平成21年12月課税期間の計算

ア 課税標準額（申告額） 34億7363万8000円

（乙A第12号証・1枚目「①」欄）

イ 消費税額（申告額） 1億3894万5520円

（乙A第12号証・1枚目「②」欄）

ウ 控除税額 1億2080万5917円

控除税額は、次の（ア）ないし（ウ）の合計である。

(ア) 控除対象仕入税額 1億2035万1955円

控除対象仕入税額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額（税込）31億7245万7766円（乙A第12号証・2枚目）から、平成21年12月課税期間に係る架空仕入れ1321万8928円（税込。別紙4-2末尾の「上記合計のうち黄色表示の計」の「税込金額」欄参照）を控除して計算された31億5923万8838円に、消費税法30条1項所定の割合（105分の4）を乗じた金額である。

(イ) 返還等対価に係る税額（申告額） 37万8317円

（乙A第12号証・1枚目「⑤」欄）

(ウ) 貸倒れに係る税額（申告額） 7万5645円

（乙A第12号証・1枚目「⑥」欄）

エ 納付すべき消費税額 1813万9600円

納付すべき消費税額は、上記イから上記ウを控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

オ 納付すべき譲渡割額 453万4900円

納付すべき譲渡割額は、上記エに地方税法72条の82及び83所定の割合（100



分の25)を乗じた金額(100円未満の端数切捨て)である。

カ 重加算税の額 21万7000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付することとなった206万円(乙A第26号証・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄)のうち62万円(上記納付すべき消費税額の差額50万3600円(前記エから別表2の「平成21年12月課税期間」の「確定申告」の「⑧」欄を控除したもの)と上記納付すべき譲渡割額の差額12万5900円(上記オから別表2の「平成21年12月課税期間」の「確定申告」の「⑩」欄を控除したもの)の合計62万9500円の1万円未満切捨て)に国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

キ 過少申告加算税の額 14万3000円

(ア) 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額(別表2の「平成21年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩)

消費税1929万1100円及び地方消費税額482万2700円の合計額2411万3800円

(イ) 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額(別表2の「平成21年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩)

消費税1763万6000円及び地方消費税額440万9000円の合計額2204万5000円

(ウ) 過少申告加算税の額

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記(ア)と上記(イ)との差額である206万8800円から、上記カの重加算税対象税額62万9500円を控除した143万円(国税通則法118条3項により1万円未満切捨て)となり、これに100分の10(国税通則法65条1項)を乗じて計算した14万3000円が過少申告加算税の額となる。

(5) 平成22年12月課税期間の計算

ア 課税標準額(申告額) 41億6279万円

(乙A第14号証・1枚目「①」欄)

イ 消費税額(申告額) 1億6651万1600円

(乙A第14号証・1枚目「②」欄)

ウ 控除税額 1億2543万3452円

控除税額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計である。

(ア) 控除対象仕入税額 1億2503万8378円

控除対象仕入額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込)32億9990万9321円(乙A第14号証・2枚目)から、平成22年12月課税期間に係る架空仕入れ1765万1891円(税込。別紙4-3末尾の「認定」の「税込金額」欄参照)を控除して計算された32億8225万7430円に、消費税法30条1項所定の割合(105分の4)を乗じた金額である。

(イ) 返還等対価に係る税額(申告額) 29万2632円

(乙A第14号証・1枚目「⑤」欄)

(ウ) 貸倒れに係る税額(申告額) 10万2442円

(乙A第14号証(1枚目「⑥」欄)

エ 納付すべき消費税額 4107万8100円

納付すべき消費税額は、上記イから上記ウを控除した金額(100円未満の端数切捨て)である。

オ 納付すべき譲渡割額 1026万9500円

納付すべき譲渡割額は、上記エに地方税法72条の82及び83所定の割合(100分の25)を乗じた金額(100円未満の端数切捨て)である。

カ 重加算税の額 29万4000円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付することとなった217万円(乙A第28号証・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄)のうち84万円(上記納付すべき消費税額の差額67万2500円(前記エから別表2の「平成22年12月課税期間」の「確定申告」の「⑧」欄を控除したもの)と上記納付すべき譲渡割額の差額16万8100円(上記オから別表2の「平成22年12月課税期間」の「確定申告」の「⑩」欄を控除したもの)の合計84万0600円の1万円未満切捨て)に国税通則法68条1項所定の割合(100分の35)を乗じた金額である。

キ 過少申告加算税の額 13万3000円

(ア) 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額(別表2の「平成22年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩)

消費税4214万7800円及び地方消費税額1053万6900円の合計額5268万4700円

(イ) 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額(別表2の「平成22年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩)

消費税4040万5600円及び地方消費税額1010万1400円の合計額5050万7000円

(ウ) 過少申告加算税の額

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記(ア)と上記(イ)との差額である217万7700円から、上記カの重加算税対象税額84万0600円を控除した133万円(国税通則法118条3項により1万円未満切捨て)となり、これに100分の10(国税通則法65条1項)を乗じて計算した13万3000円が過少申告加算税の額となる。

(6) 平成23年12月課税期間の計算

ア 課税標準額(申告額) 38億3269万2000円

(乙A第16号証・1枚目「①」欄)

イ 消費税額(申告額) 1億5330万7680円

(乙A第16号証・1枚目「②」欄)

ウ 控除税額 1億1003万9973円

控除税額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計である。

(ア) 控除対象仕入税額 1億0961万8629円

控除対象仕入額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込)28億9259万9190円(乙A第16号証・2枚目)から、平成23年12月課税

期間に係る架空仕入れ1511万0176円（税込。別紙4-4末尾の「認定」の「税込金額」欄参照）を控除して計算された28億7748万9014円に、消費税法30条1項所定の割合（105分の4）を乗じた金額である。

(イ) 返還等対価に係る税額（申告額） 33万6429円

（乙A第16号証・1枚目「⑤」欄）

(ウ) 貸倒れに係る税額（申告額） 8万4915円

（乙A第16号証・1枚目「⑥」欄）

エ 納付すべき消費税額 4326万7700円

納付すべき消費税額は、上記イから上記ウを控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

オ 納付すべき譲渡割額 1081万6900円

納付すべき譲渡割額は、上記エに地方税法72条の82及び83所定の割合（100分の25）を乗じた金額（100円未満の端数切捨て）である。

カ 重加算税の額 24万8500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付することとなった205万円（乙A第30号証・1枚目「加算税の基礎となる税額」欄）のうち71万円（上記納付すべき消費税額の差額57万5700円（前記エから別表2の「平成23年12月課税期間」の「確定申告」の「⑧」欄を控除したもの）と上記納付すべき譲渡割額の差額14万3900円（上記オから別表2の「平成23年12月課税期間」の「確定申告」の「⑩」欄を控除したもの）の合計71万9600円の1万円未満切捨て）に国税通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

キ 過少申告加算税の額 13万3000円

(ア) 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表2の「平成23年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩）

消費税4433万5400円及び地方消費税額1108万3800円の合計額5541万9200円

(イ) 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表2の「平成23年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税4269万2000円及び地方消費税額1067万3000円の合計額5336万5000円

(ウ) 過少申告加算税の額

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記（ア）と上記（イ）との差額である205万4200円から、上記カの重加算税対象税額71万9600円を控除した133万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した13万3000円が過少申告加算税の額となる。

(7) 平成24年12月課税期間の計算

ア 控訴人Aの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表2の「平成24年12月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩）

消費税4310万5800円及び地方消費税額1077万6400円の合計額538

8万2200円

イ 控訴人Aの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表2の「平成24年12月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税4203万5700円及び地方消費税額1050万8900円の合計額5254万4600円

ウ 過少申告加算税の額 13万3000円

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である133万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した13万3000円が過少申告加算税の額となる。

上記期間において架空仕入れは認められないから、平成24年12月課税期間における消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分は、上記過少申告加算税13万3000円を超える部分において違法である。

## 6 控訴人Cに関する税額の計算（法人税）（別表3参照）

### （1）平成18年6月期

ア 所得金額（別表3「平成18年6月期」の「相手主張額」の「⑥」欄）

699万4953円

次の（ア）及び（イ）を合計して計算すると、686万3453円となるが、平成18年6月期の確定申告における所得金額は、699万4953円であり、当該金額を超えない部分は争うことができないため、所得金額は、699万4953円となる。

（ア）確定申告額（別表3「平成18年6月期」の「裁判所の認定」の「①」欄）

699万4953円

（イ）仕入高の損金算入額（別表3「平成18年6月期」の「裁判所の認定」の「④」欄）

△13万1500円

平成18年6月期の法人税の更正処分による架空仕入れ（仕入過大）は0円となることから、平成18年6月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」13万1500円（乙B第19号証1枚目）については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額（別表3「平成18年6月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄）

153万8600円

納付すべき税額は、上記アのとおり所得金額が699万4000円（1000円未満の端数切捨て）となることから、法人税法66条2項の規定により、800万円以下の金額について100分の22を乗じて計算した金額153万8600円（100円未満の端数切捨て）である。

ウ 重加算税の額（別表3「平成18年6月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄） 0円

上記期間において架空仕入れは認められないから、平成18年6月期における法人税に係る重加算税賦課決定処分は違法である。

### （2）平成19年6月期

ア 所得金額（別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑧」欄）

1003万5553円

所得金額は、次の（ア）ないし（ウ）を合計した金額である。

(ア) 確定申告額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

781万4353円

(イ) 仕入過大 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「②」欄)

236万0000円

平成19年6月期の法人税の更正処分(ただし、平成27年6月26日付け裁決により一部取り消された後のもの。以下同じ。)において損金の額に算入することができな  
いとされた額513万4121円のうち、236万0000円が架空仕入れ金額として  
損金の額に算入されない(別紙5末尾の「内 黄色部分」の「税抜金額」の欄参照)

(ウ) 仕入高の損金算入額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑤」  
欄)

△13万8800円

上記(イ)のとおり、損金の額に算入されない額236万0000円に係る仮払消費税  
等相当額11万8000円(別紙5末尾の「内黄色部分」の「税込金額」から「税抜  
金額」を差し引いた額)と平成19年6月期の消費税等の更正処分による「差引納付す  
べき合計税額」(裁決による一部取消後)25万6800円(乙B第3号証38ペー  
ジ)との差額△13万8800円については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑫」欄)

237万0300円

次の(ア)から(イ)を控除した金額(100円未満の端数切捨て)ある。

(ア) 所得金額に対する税額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑨」  
欄)

237万0500円

納付すべき税額は、上記アのとおり所得金額が1003万5000円(1000円未  
満の端数切捨て)となることから、法人税法66条2項の規定により、800万円以下  
の金額については100分の22を乗じ、800万円を超える金額については100分  
の30を乗じて計算した金額237万0500円(100円未満の端数切捨て)である。

(イ) 控除税額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄)

△155円

平成19年6月期の確定申告における控除税額である。

ウ 重加算税の額 (別表3「平成19年6月期」の「裁判所の認定」の「⑭」欄)

22万7500円

上記イのとおり法人税の納付すべき税額が237万0300円となることから、新た  
に納付すべき税額は、納付済みの171万8900円(別表3「平成19年6月期」の  
「確定申告」欄の「⑫」欄)を差し引いた65万0000円(1万円未満の端数切捨  
て)となること、これについて、国税通則法68条1項所定の割合(100分の3  
5)を乗じた金額22万7500円である。

(3) 平成22年6月期

ア 所得金額 (別表3「平成22年6月期」の「相手主張額」の「⑥」欄)

△195万0257円

次の(ア)及び(イ)を合計すると、△195万7857円となるが、平成22年6  
月期の確定申告における所得金額は、△195万0257円であり、当該金額を超えな  
い部分は争うことができないため、所得金額は、△195万0257円となる。

(ア) 確定申告額 (別表3「平成22年6月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

△195万0257円

(イ) 仕入高の損金算入額 (別表3「平成22年6月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)

△7600円

平成22年6月期の法人税の更正処分による架空仕入れ(仕入過大)は0円となることから、平成22年6月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」7600円(乙B第26号証1枚目)については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額 (別表3「平成22年6月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄) 0円  
上記アのとおり、所得金額は△195万0257円となることから、納付すべき税額は生じない。

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額 (別表3「平成22年6月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄)

195万0257円

上記イのとおり、平成22年6月期の所得金額が△195万0257円となることから、法人税法57条1項に規定する「前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額」として、翌事業年度以降に繰り越される。

(4) 平成23年6月期

ア 所得金額 (別表3「平成23年6月期」の「裁判所の認定」の「⑤」欄)

△1096万5855円

イ 翌期へ繰り越す欠損金の額 (別表3「平成23年6月期」の「裁判所の認定」の「⑥」欄)

1291万6112円

上記アのとおり、平成23年6月期の所得金額が△1096万5855円となることから、当事業年度に生じる欠損金の額は1096万5855円となり、平成22年6月期に生じた欠損金の額195万0257円(上記(3)ウ)との合計1291万6112円が翌期へ繰り越す欠損金の額となる。

(5) 平成24年6月期

ア 所得金額 (別表3「平成24年6月期」の「相手主張額」の「⑥」欄)

△737万6203円

次の(ア)及び(イ)を合計して計算すると、△740万5603円となるが、平成24年6月期の確定申告における所得金額は、△737万6203円であり、当該金額を超えない部分は争うことができないため、所得金額は、△737万6203円となる。

(ア) 申告所得金額 (別表3「平成24年6月期」の「裁判所の認定」の「①」欄)

△737万6203円

(イ) 仕入高の損金算入額 (別表3「平成24年6月期」の「裁判所の認定」の「④」欄)

△2万9400円

平成24年6月期の法人税の更正処分による架空仕入れ(仕入過大)は0円となることから、平成24年6月期の消費税等の更正処分による「差引納付すべき税額」2万9400円(乙B第29号証、1枚目)については、仕入高として損金の額に算入される。

イ 納付すべき税額 (別表3「平成24年6月期」の「裁判所の認定」の「⑩」欄) 0円  
上記アのとおり、所得金額が△737万6203円となることから、納付すべき税額は生じない。

ウ 翌期へ繰り越す欠損金の額（別表3「平成24年6月期」の「裁判所の認定」の「⑦」欄） 2029万2315円

上記アのとおり、平成24年6月期の所得金額が△737万6203円となることから、当事業年度に生じる欠損金の額は737万6203円となり、平成23年6月期以前に生じた欠損金の額1291万6112円（上記（4）イ）との合計2029万2315円が翌期へ繰り越す欠損金の額となる。

7 控訴人Cに関する税額の計算（消費税）（別表4参照）

（1）平成18年6月課税期間の計算

ア 控訴人Cの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表4の「平成18年6月課税期間」の「判決」の欄の⑧及び⑩）

消費税217万1300円及び地方消費税54万2800円の合計額271万4100円

イ 控訴人Cの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表4の「平成18年6月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税206万6100円及び地方消費税額51万6500円の合計額 258万2600円

ウ 過少申告加算税の額 1万3000円

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である13万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した1万3000円が過少申告加算税の額となる。

上記期間において架空仕入れは認められないから、平成18年6月課税期間における消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分は、上記過少申告加算税1万3000円を超える部分において違法である。

（2）平成19年6月課税期間の計算（判決により取り消された後のもの）

ア 課税標準額（申告額） 2億7166万4000円

（乙B第7号証・1枚目「①」欄）

イ 消費税額（申告額） 1086万6560円

（乙B第7号証・1枚目「②」欄）

ウ 控除税額 907万7073円

控除税額は、次の（ア）と（イ）の合計である。

（ア）控除対象仕入税額 906万6157円

控除対象仕入税額は、確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額（税込）2億4046万4642円（乙B第7号証・2枚目）から、平成19年6月課税期間に係る架空仕入れ247万8000円（税込。別紙5末尾の「内 黄色部分」の「税込金額」欄参照）を控除して計算された2億3798万6642円に、消費税法30条1項所定の割合（105分の4）を乗じた金額である。

（イ）返還等対価に係る税額（申告額） 1万0916円

（乙B第7号証・1枚目「⑤」欄）

エ 納付すべき消費税額 178万9400円

納付すべき消費税額は、上記イから上記ウを控除した金額（100円未満の端数切捨て）である。

オ 納付すべき譲渡割額 44万7300円

納付すべき譲渡割額は、上記エに地方税法72条の82及び83に所定の割合（100分の25）を乗じた金額（100円未満の端数切捨て）である。

カ 重加算税の額 3万8500円

重加算税の額は、更正処分により新たに納付することとなった25万円（別表4の平成19年6月課税期間、「裁決」欄の⑧及び⑩欄の合計237万5500円から、「確定申告」欄の⑧及び⑩欄の合計211万8700円を控除して、1万円未満の端数を切り捨てたもの）のうち11万円（上記納付すべき消費税額の差額9万4400円（前記エから別表4「平成19年6月課税期間」の「確定申告」の「⑧」欄を控除したもの）と上記納付すべき譲渡割額の差額2万3600円（上記オから別表4「平成19年6月課税期間」の「確定申告」の「⑩」欄を控除したもの）の合計11万8000円の1万円未満切捨て）に国税通則法68条1項所定の割合（100分の35）を乗じた金額である。

キ 過少申告加算税の額 1万3000円

(ア) 控訴人Cの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表4の「平成19年6月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩）

消費税190万0400円及び地方消費税額47万5100円の合計額237万5500円

(イ) 控訴人Cの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表4の「平成19年6月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税169万5000円及び地方消費税額42万3700円の合計額211万8700円

(ウ) 過少申告加算税の額

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である25万6800円から、上記カの重加算税対象税額11万8000円を控除した13万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10（国税通則法65条1項）を乗じて計算した1万3000円が過少申告加算税の額となる。

### (3) 平成24年6月課税期間の計算

ア 控訴人Cの納付すべき消費税額及び地方消費税額（別表4の「平成24年6月課税期間」の「裁決」の欄の⑧及び⑩）

消費税69万9400円及び地方消費税17万4800円の合計額87万4200円

イ 控訴人Cの確定申告における消費税及び地方消費税額（別表4の「平成24年6月課税期間」の「確定申告」の欄の⑧及び⑩）

消費税67万5900円及び地方消費税額16万8900円の合計額84万4800円

ウ 過少申告加算税の額 0円

過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、上記アと上記イとの差額である2万円（国税通則法118条3項により1万円未満切捨て。）となり、これに100分の10



(国税通則法65条1項)を乗じて計算した金額は2000円となるが、国税通則法119条4項により加算税について5000円未満は切り捨てられるから、過少申告加算税は0円となる。

上記期間において架空仕入れは認められないから、平成24年6月課税期間における消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分は違法である。

- 8 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠を検討しても、当審における上記認定判断を左右するには足りない。

#### 第4 結論

以上の次第で、控訴人らの請求は、主文第2項及び第3項掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部不当であって、本件各控訴はその限度で理由がある。

そして、当裁判所が令和元年10月30日に言い渡した前判決に、消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定処分に関する税額の計算において法令の違反があることを発見したから、民事訴訟法256条に基づき、前判決の主文第2項(8)から同項(14)までを主文第2項(8)から同項(14)までのとおりに、前判決の主文第3項(6)及び同項(7)を主文第3項(6)及び同項(7)のおおりに変更する判決をする。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 西井 和徒

裁判官 上村 考由

裁判官 佐伯 良子

別紙1から別紙5まで、別表1-2 省略

一覧表（控訴人A）（法人税）

（別表1）

（単位：円）

事業年度	区分 項目	順序	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成18年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	△ 10,950,105	△ 10,950,105	△ 10,950,105	△ 10,950,105	△ 10,950,105	△ 10,950,105
	②仕入過大	②	0	50,443,544	50,443,544	0	0	0
	③寄付金損金不算入	③	0	△ 231,750	△ 231,750	0	0	0
	④雑損 (仮払消費税に係るもの)	④	0	△ 44	△ 44	0	0	0
	⑤仕入高の損金算入額	⑤	0	0	0	0	0	△ 2,522,300
	⑥繰越欠損金当期控除額	⑥	0	△ 6,663,253	△ 6,663,253	0	0	0
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤	⑦	0	43,548,497	43,548,497			△ 2,522,300
	所得金額 ①+②+③+④+⑤	⑧	△ 10,950,105	32,598,392	32,598,392	△ 10,950,105	△ 10,950,105	△ 13,472,405
	繰越欠損金当期控除額	⑨	0	6,663,253	6,663,253	0	0	0
	翌期繰越欠損金	⑩	17,613,358	0	0	17,613,358	17,613,358	17,613,358
	所得金額に対する税額	⑪	0	9,139,400	9,139,400	0	0	0
	控除税額	⑫	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717
	(差引法人税額)	⑬	△ 4,717	9,134,683	9,134,683	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717
	法人税額	⑭	△ 4,717	9,134,600	9,134,600	△ 4,717	△ 4,717	△ 4,717
	過少申告加算税	⑮		0				0
重加算税	⑯		3,195,500	3,195,500	0		0	
事業年度	区分 項目	順序	確定申告※	更正処分及び 賦課決定処分※	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成19年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	27,440,486	27,440,486	27,440,486	27,440,486	27,440,486	27,440,486
	②仕入過大	②	0	48,633,892	48,633,892	0	0	0
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	107	107	0	0	0
	④仕入高の損金算入額	④	0	0	0	0	0	△ 2,431,600
	⑤事業税認容	⑤	0	△ 3,129,400	△ 3,129,400	0	0	0
	⑥繰越欠損金当期控除額過大	⑥	0	17,613,358	17,613,358	0	0	0
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤+⑥	⑦	0	63,117,957	63,117,957	0	0	△ 2,431,600
	所得金額 ①+②+③+④+⑤+⑥	⑧	27,440,486	90,558,443	90,558,443	27,440,486	27,440,486	25,008,886
	繰越欠損金当期控除額	⑨	17,613,358	0	0	17,613,358	17,613,358	17,613,358
	翌期繰越欠損金	⑩	0	0	0	0	0	0
	所得金額に対する税額	⑪	7,592,000	26,527,400	26,527,400	7,592,000	7,592,000	7,592,000
	控除税額	⑫	△ 39,377	△ 39,377	△ 39,377	△ 39,377	△ 39,377	△ 39,377
	(差引法人税額)	⑬	7,552,623	26,488,023	26,488,023	7,552,623	7,552,623	7,552,623
	法人税額	⑭	7,552,600	26,488,000	26,488,000	7,552,600	7,552,600	7,552,600
	過少申告加算税	⑮		0	0	0		0
重加算税	⑯		6,482,000	6,482,000	0		0	
事業年度	区分 項目	順序	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分※	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成20年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	29,464,683	29,464,683	29,464,683	29,464,683	29,464,683	29,464,683
	②仕入過大	②	0	52,854,471	52,854,471	0	13,241,888	19,899,562
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	71	71	0	71	0
	④仕入高の損金算入額	④	0	0	0	0	0	△ 1,647,702
	⑤事業税認容	⑤	0	△ 6,059,300	△ 6,059,300	0	0	0
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤	⑥	0	46,795,242	46,795,242	0	13,241,959	18,251,860
	所得金額 ①+②+③+④+⑤	⑦	29,464,683	76,259,925	76,259,925	29,464,683	42,706,642	47,716,543
	所得金額に対する税額	⑧	8,199,200	22,237,700	22,237,700	8,199,200	12,171,800	13,674,800
	法人税額の特別控除	⑨	△ 985,600	0	0	△ 985,600	0	0
	控除税額	⑩	△ 95,395	△ 95,395	△ 95,395	△ 95,395	△ 95,395	△ 95,395
	(差引法人税額)	⑪	7,118,205	22,142,305	22,142,305	7,118,205	12,076,405	13,579,405
	法人税額	⑫	7,118,200	22,142,300	22,142,300	7,118,200	12,076,400	13,579,400
	過少申告加算税	⑬		98,000	98,000	0		98,000
重加算税	⑭		4,910,500	4,910,500	0		1,914,500	

一覧表（控訴人A）（法人税）

（別表1）

（単位：円）

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分※	判決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成21年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	13,376,492	13,376,492	13,376,492	13,376,492	13,376,492	13,376,492
	②仕入過大	②	0	41,379,078	41,379,078	0	8,442,075	12,589,447
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	179	179	0	179	0
	④仕入高の損算入額	④	0	0	0	0	0	△ 1,439,319
	⑤事業税認容	⑤	0	△ 4,492,300	△ 4,492,300	0	△ 1,311,900	△ 1,752,200
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤	⑥	0	36,886,957	36,886,957	0	7,130,354	9,397,928
	所得金額 ①+②+③+④+⑤	⑦	13,376,492	50,263,449	50,263,449	13,376,492	20,506,846	22,774,420
	所得金額に対する税額	⑧	3,052,800	14,118,900	14,118,900	3,052,800	5,191,800	5,872,200
	法人税額の特別控除	⑨	△ 610,560	0	0	△ 610,560	0	0
	控除税額	⑩	△ 83,328	△ 83,328	△ 83,328	△ 83,328	△ 83,328	△ 83,328
	(差引法人税額)	⑪	2,358,912	14,035,572	14,035,572	2,358,912	5,108,472	5,788,872
	法人税額	⑫	2,358,900	14,035,500	14,035,500	2,358,900	5,108,400	5,788,800
	過少申告加算税	⑬		61,000	61,000	0		61,000
重加算税	⑭		3,871,000	3,871,000	0		983,500	
平成22年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	9,871,977	9,871,977	9,871,977	9,871,977	9,871,977	9,871,977
	②仕入過大	②	0	43,553,328	43,553,328	0	15,459,215	16,811,322
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	△ 12	△ 12	0	△ 12	0
	④仕入高の損算入額	④	0	0	0	0	0	△ 1,337,131
	⑤事業税認容	⑤	0	△ 3,538,500	△ 3,538,500	0	△ 684,000	△ 901,500
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤	⑥	0	40,014,816	40,014,816	0	14,775,203	14,572,691
	所得金額 ①+②+③+④+⑤	⑦	9,871,977	49,886,793	49,886,793	9,871,977		24,444,668
	翌期繰越欠損金	⑧	0	0	0	0	0	0
	所得金額に対する税額	⑨	2,001,300	14,005,800	14,005,800	2,001,300	6,434,100	6,373,200
	法人税額の特別控除	⑩	△ 82,692	0	0	△ 82,692	0	0
	控除税額	⑪	△ 35,368	△ 35,368	△ 35,368	△ 35,368	△ 35,368	△ 35,368
	(差引法人税額)	⑫	1,883,240	13,970,432	13,970,432	1,883,240	6,398,732	6,337,832
	法人税額	⑬	1,883,200	13,970,400	13,970,400	1,883,200	6,398,700	6,337,800
過少申告加算税	⑭		8,000	8,000	0		8,000	
重加算税	⑮		4,200,000	4,200,000	0		1,529,500	
平成23年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	△ 71,202,910	△ 71,202,910	△ 71,202,910	△ 71,202,910	△ 71,202,910	△ 71,202,910
	②仕入過大	②		41,083,856	41,083,856	0	19,942,673	14,390,620
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③		38	38	0	38	0
	④仕入高の損算入額	④	0	0	0	0	0	△ 1,334,644
	⑤事業税認容	⑤		△ 3,838,600	△ 3,838,600	0	△ 1,418,200	△ 1,398,000
	⑥寄付金損金不算入	⑥		△ 31,250	△ 31,250	0	0	△ 31,250
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤+⑥	⑦	0	37,214,044	37,214,044	0	18,524,511	11,626,726
	所得金額 ①+②+③+④+⑤+⑥	⑧	△ 71,202,910	△ 33,988,866	△ 33,988,866	△ 71,202,910	△ 52,678,399	△ 59,576,184
	翌期繰越欠損金	⑨	71,202,910	0	0	71,202,910	52,678,399	0
	所得金額に対する税額	⑩	0	0	0	0	0	0
	控除税額	⑪	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353
	(差引法人税額)	⑫	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 593,523	△ 59,353
	法人税額	⑬	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353	△ 59,353
過少申告加算税	⑭		0	0	0		0	
重加算税	⑮		0	0	0		0	

一覧表（控訴人A）（法人税）

（別表1）

（単位：円）

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分※	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成24年12月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	0	0	0	0	0	0
	②仕入過大	②	0	26,751,650	26,751,650	0	0	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	③	0	△14	△14	0	0	0
	④仕入高の損金算入額	④	0	0	0	0	0	△1,337,600
	⑤繰越欠損金当期控除額過大	⑤	0	4,738,805	4,738,805	0	0	4,738,805
	⑥寄付金損金不算入	⑥	0	△334,395	△334,395	0	0	16,720
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤+⑥	⑦	0	31,156,046	31,156,046	0	0	3,417,925
	所得金額 ①+②+③+④+⑤+⑥	⑧	0	31,156,046	31,156,046	0	0	3,417,925
	繰越欠損金当期控除額	⑨	4,738,805	0	0	4,738,805	4,738,805	0
	翌期繰越欠損金	⑩	66,464,105	0	0	66,464,105	47,939,594	0
	所得金額に対する税額	⑪	0	8,386,800	8,386,800	0	0	615,000
	控除税額	⑫	△83,264	△83,264	△83,264	△83,264	△83,264	△83,264
	(差引法人税額)	⑬	△83,264	8,303,536	8,303,536	△83,264	△83,264	531,736
	法人税額	⑭	△83,264	8,303,500	8,303,500	△83,264	△83,264	531,700
	過少申告加算税	⑮			102,500	102,500	0	61,000
重加算税	⑯			2,635,500	2,635,500	0	0	

ただし、平成19年12月期の確定申告の各金額は、平成22年2月17日付け減額更正処分後のもの。

ただし、平成19年12月期の重加算税の額は、平成26年10月2日付けの変更決定処分後のもの。

ただし、平成20年12月期、平成21年12月期、平成22年12月期及び平成24年12月期の過少申告加算税及び重加算税の額は、平成27年6月12日付けの変更決定処分後のもの。

## 一覽表 (A) (消費税)

(単位:円)

課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
平成 18年 12月 課税 期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,892,905,000	3,892,905,000	3,892,905,000	3,892,905,000	3,892,905,000	3,892,905,000	3,892,905,000		
		消費税額	②	155,716,200	155,716,200	155,716,200	155,716,200	155,716,200	155,716,200	155,716,200		
		控除 税額	(控除対象仕入税額)	③	118,408,668	116,390,923	118,408,668	116,390,923	118,408,668	116,390,923	116,390,923	
			(返還等対価に係る 税額)	④	347,006	347,006	347,006	347,006	347,006	347,006	347,006	
			(貸倒れに係る 税額)	⑤	106,132	106,132	106,132	106,132	106,132	106,132	106,132	
			小計	⑥	118,861,806	116,844,061	118,861,806	116,844,061	118,861,806	116,844,061	116,844,061	
		②-⑥	⑦	36,854,394	38,872,139	36,854,394	38,872,139	36,854,394	38,872,139	38,872,139		
	納付すべき消費税額	⑧	36,854,300	38,872,100	36,854,300	38,872,100	36,854,300	38,872,100	38,872,100			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	36,854,300	38,872,100	36,854,300	38,872,100	36,854,300	38,872,100	38,872,100		
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	9,213,500	9,718,000	9,213,500	9,718,000	9,213,500	9,718,000	9,718,000		
	過少申告加算税の額		⑪	-	0	0	0	0	0	0	252,000	
重加算税の額		⑫	-	882,000	0	882,000	0	882,000	0	0		
課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
平成 19年 12月 課税 期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,880,559,000	3,880,559,000	3,880,559,000	3,880,559,000	3,880,559,000	3,880,559,000	3,880,559,000		
		消費税額	②	155,222,360	155,222,360	155,222,360	155,222,360	155,222,360	155,222,360	155,222,360		
		控除 税額	(控除対象仕入税額)	③	118,229,828	116,284,472	118,229,828	116,284,472	118,229,828	116,284,472	116,284,472	
			(返還等対価に係る 税額)	④	321,429	321,429	321,429	321,429	321,429	321,429	321,429	
			(貸倒れに係る 税額)	⑤	42,292	42,292	42,292	42,292	42,292	42,292	42,292	
			小計	⑥	118,593,549	116,648,193	118,593,549	116,648,193	118,593,549	116,648,193	116,648,193	
		②-⑥	⑦	36,628,811	38,574,167	36,628,811	38,574,167	36,628,811	38,574,167	38,574,167		
	納付すべき消費税額	⑧	36,628,800	38,574,100	36,628,800	38,574,100	36,628,800	38,574,100	38,574,100			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	36,628,800	38,574,100	36,628,800	38,574,100	36,628,800	38,574,100	38,574,100		
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	9,157,200	9,543,500	9,157,200	9,643,500	9,157,200	9,643,500	9,643,500		
	過少申告加算税の額		⑪	-	0	0	0	0	0	0	243,000	
重加算税の額		⑫	-	850,500	0	850,500	0	850,500	850,500	0		
課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
平成 20年 12月 課税 期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	3,716,191,000	
		消費税額	②	148,647,640	148,647,640	148,647,640	148,647,640	148,647,640	148,647,640	148,647,640	148,647,640	
		控除 税額	(控除対象仕入税額)	③	112,333,153	110,218,973	112,333,153	110,218,973	112,333,153	110,218,973	111,537,170	
			(返還等対価に係る 税額)	④	369,558	369,558	369,558	369,558	369,558	369,558	369,558	369,558
			(貸倒れに係る 税額)	⑤	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	⑥	112,702,711	110,588,531	112,702,711	110,588,531	112,702,711	110,588,531	111,906,728	
		②-⑥	⑦	35,944,929	38,059,109	35,944,929	38,059,109	35,944,929	38,059,109	36,740,912		
	納付すべき消費税額	⑧	35,944,900	38,059,100	35,944,900	38,059,100	35,944,900	38,059,100	36,740,900			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	35,944,900	38,059,100	35,944,900	38,059,100	35,944,900	38,059,100	36,740,900		
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	8,986,200	9,514,700	8,986,200	9,514,700	8,986,200	9,514,700	9,185,200		
	過少申告加算税の額		⑪	-	0	0	0	0	0	0	164,000	
重加算税の額		⑫	-	924,000	0	924,000	0	924,000	924,000	346,500		

## 一覧表 (A) (消費税)

(単位:円)

課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目											
平成21年12月課税期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	3,473,638,000	
		消費税額	②	138,945,520	138,945,520	138,945,520	138,945,520	138,945,520	138,945,520	138,945,520	138,945,520	
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	120,855,533	119,200,369	120,855,533	119,200,369	120,855,533	119,200,369	120,351,955	120,351,955
			(返還等対価に係る税額)	④	378,317	378,317	378,317	378,317	378,317	378,317	378,317	378,317
			(貸倒れに係る税額)	⑤	75,645	75,645	75,645	75,645	75,645	75,645	75,645	75,645
		小計	⑥	121,309,495	119,654,331	121,309,495	119,654,331	121,309,495	119,654,331	120,805,917	120,805,917	
	②-⑥	⑦	17,636,025	19,291,189	17,636,025	19,291,189	17,636,025	19,291,189	18,139,603	18,139,603		
	納付すべき消費税額	⑧	17,636,000	19,291,000	17,636,000	19,291,100	17,636,000	19,291,100	18,139,600	18,139,600		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	17,636,000	19,291,000	17,636,000	19,291,100	17,636,000	19,291,100	18,139,600	18,139,600	
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	4,409,000	4,822,700	4,409,000	4,822,700	4,409,000	4,822,700	4,534,900	4,534,900	
	過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	143,000	143,000		
重加算税の額	⑫	-	721,000	0	721,000	0	721,000	217,000	217,000			
課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目											
平成22年12月課税期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	4,162,790,000	
		消費税額	②	166,511,600	166,511,600	166,511,600	166,511,600	166,511,600	166,511,600	166,511,600	166,511,600	
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	125,710,831	123,968,697	125,710,831	123,968,697	125,710,831	123,968,697	125,038,378	125,038,378
			(返還等対価に係る税額)	④	292,632	292,632	292,632	292,632	292,632	292,632	292,632	292,632
			(貸倒れに係る税額)	⑤	102,442	102,442	102,442	102,442	102,442	102,442	102,442	102,442
		小計	⑥	126,105,905	124,363,771	126,105,905	124,363,771	126,105,905	124,363,771	125,433,452	125,433,452	
	②-⑥	⑦	40,405,695	42,147,829	40,405,695	42,147,829	40,405,695	42,147,829	41,078,148	41,078,148		
	納付すべき消費税額	⑧	40,405,600	42,147,800	40,405,600	42,147,800	40,405,600	42,147,800	41,078,100	41,078,100		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	40,405,600	42,147,800	40,405,600	42,147,800	40,405,600	42,147,800	41,078,100	41,078,100	
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	10,101,400	10,536,900	10,101,400	10,536,900	10,101,400	10,536,900	10,269,500	10,269,500	
	過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	133,000	133,000		
重加算税の額	⑫	-	759,500	0	759,500	0	759,500	294,000	294,000			
課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目											
平成23年12月課税期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	3,832,692,000	
		消費税額	②	153,307,680	153,307,680	153,307,680	153,307,680	153,307,680	153,307,680	153,307,680	153,307,680	
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	110,194,254	108,550,898	110,194,254	108,550,898	110,194,254	108,550,898	109,618,629	109,618,629
			(返還等対価に係る税額)	④	336,429	336,429	336,429	336,429	336,429	336,429	336,429	336,429
			(貸倒れに係る税額)	⑤	84,915	84,915	84,915	84,915	84,915	84,915	84,915	84,915
		小計	⑥	110,615,598	108,972,242	110,615,598	108,972,242	110,615,598	108,972,242	110,039,973	110,039,973	
	②-⑥	⑦	42,692,082	44,335,438	42,692,082	44,335,438	42,692,082	44,335,438	43,267,707	43,267,707		
	納付すべき消費税額	⑧	42,692,000	44,335,400	42,692,000	44,335,400	42,692,000	44,335,400	43,267,700	43,267,700		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	42,692,000	44,335,400	42,692,000	44,335,400	42,692,000	44,335,400	43,267,700	43,267,700	
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	10,673,000	11,083,800	10,673,000	11,083,800	10,673,000	11,083,800	10,816,900	10,816,900	
	過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	133,000	133,000		
重加算税の額	⑫	-	717,500	0	717,500	0	717,500	248,500	248,500			

一覧表 (A) (消費税)

(単位:円)

課税 期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目	年月日										
平成 24年 12月 課税 期間				期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25. 11. 15 棄却	平25. 12. 10 全部取消	平27. 6. 26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	3,731,503,000	3,731,503,000	3,731,503,000	3,731,503,000	3,731,503,000	3,731,503,000	3,731,503,000		
		消費税額	②	149,260,120	149,260,120	149,260,120	149,260,120	149,260,120	149,260,120	149,260,120		
		控除 税額	(控除対象仕入税額)	③	106,915,726	105,845,660	106,915,726	105,845,660	106,915,726	105,845,660	105,845,660	
			(返還等対価に係る 税額)	④	308,168	308,168	308,168	308,168	308,168	308,168	308,168	
			(貸倒れに係る 税額)	⑤	471	471	471	471	471	471	471	
			小計	⑥	107,224,365	106,154,299	107,224,365	106,154,299	107,224,365	106,154,299	106,154,299	
		②-⑥	⑦	42,035,755	43,105,821	42,035,755	43,105,821	42,035,755	43,105,821	43,105,821		
	納付すべき消費税額	⑧	42,035,700	43,105,800	42,035,700	43,105,800	42,035,700	43,105,800	43,105,800			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	42,035,700	43,105,800	42,035,700	43,105,800	42,035,700	43,105,800	43,105,800		
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	10,508,900	10,776,400	10,508,900	10,776,400	10,508,900	10,776,400	10,776,400		
		過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	0	133,000	
	重加算税の額	⑫	-	465,500	0	465,500	0	465,500	465,500	0		



（単位：円）

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成18年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	6,994,953	6,994,953	6,994,953	6,994,953	6,994,953	6,994,953
	②仕入過大	②	0	2,629,000	2,629,000	0	0	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	③	0	△50	△50	0	0	0
	④仕入高の損金算入額	④	0	0	0	0	0	△131,500
	(増益所得・更正金額) ②+③+④	⑤	0	2,628,950	2,628,950	0	0	△131,500
	所得金額 ①+②+③+④	⑥	6,994,953	9,623,903	9,623,903	6,994,953	6,994,953	6,863,453
	所得金額に対する税額	⑦	1,538,680	2,246,900	2,246,900	1,538,680	1,538,680	1,538,600
	控除税額	⑧	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	⑨	1,538,680	2,246,900	2,246,900	1,538,600	1,538,600	1,538,600
	法人税額	⑩	1,538,600	2,246,900	2,246,900	1,538,600	1,538,600	1,538,600
	過少申告加算税	⑪			0	0		0
重加算税	⑫			245,000	245,000	0	0	
平成19年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 一部取消	平27.10.29		
	①確定申告額	①	7,814,353	7,814,353	7,814,353	7,814,353	7,814,353	7,814,353
	②仕入過大	②	0	5,210,254	5,134,121	0	2,360,000	2,360,000
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	③	0	0	△94	0	0	0
	④雑益 (仮払消費税に係るもの)	④	0	13	0	0	13	0
	⑤仕入高の損金算入額	⑤	0	0	0	0	0	△138,800
	⑥事業税認容	⑥	0	△229,300	△229,300	0	0	0
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤+⑥	⑦	0	4,980,967	4,904,727	0	2,360,013	2,221,200
	所得金額 ①+②+③+④+⑤+⑥	⑧	7,814,353	12,795,320	12,719,080	7,814,353	10,174,366	10,035,553
	所得金額に対する税額	⑨	1,719,080	3,198,500	3,175,700	1,719,080	2,412,200	2,370,500
	控除税額	⑩	△155	△155	△155	△155	△155	△155
	(差引法人税額)	⑪	1,718,925	3,198,345	3,175,545	1,718,925	2,412,045	2,370,345
法人税額	⑫	1,718,900	3,198,300	3,175,500	1,718,900	2,412,000	2,370,300	
過少申告加算税				0	0		0	
重加算税				514,500	507,500	0	227,500	
平成20年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	—	—		
	①確定申告額	①	138,214	138,214			138,214	
	②仕入過大	②	0	258,714			76,000	
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	136			136	
	④仕入高の損金算入額	④	0	0			0	
	⑤事業税認容	⑤	0	△473,900			△222,300	
	(増益所得・更正金額) ②+③+④+⑤	⑥	0	△215,050			△146,164	
	所得金額 ①+②+③+④+⑤	⑦	138,214	△76,836			△7,950	
	翌期繰越欠損金	⑧		76,836			7,950	
	所得金額に対する税額	⑨	30,360	0			0	
	控除税額	⑩	△324	△324			△324	
	(差引法人税額)	⑪	30,036	△324			△324	
	法人税額	⑫	30,000	△324			△324	
	過少申告加算税	⑬			0			0
重加算税	⑭			0			0	

（単位：円）

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成21年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	-	-		
	①確定申告額	①	471,454	471,454			471,454	
	②繰越欠損金当期控除額	②	0	△ 76,836			△ 7,950	
	③ -	③	-	-			0	
	④ -	④	-	-			0	
	(増益所得・更正金額) ②+③+④	⑤	0	△ 76,836			△ 7,950	
	所得金額 ①+②+③+④	⑥	471,454	394,618			463,504	
	繰越欠損金当期控除額	⑦	0	76,836			7,950	
	翌期繰越欠損金	⑧	0	0			0	
	所得金額に対する税額	⑨	84,780	70,920			83,340	
	控除税額	⑩	△ 171	△ 171			△ 171	
	(差引法人税額)	⑪	84,609	70,749			83,169	
	法人税額	⑫	84,600	70,700			83,100	
	過少申告加算税	⑬			0			0
重加算税	⑭			0			0	
事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成22年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	△ 1,950,257	△ 1,950,257	△ 1,950,257	△ 1,950,257	△ 1,950,257	△ 1,950,257
	②仕入過大	②	0	152,510	152,510	0	0	0
	③雑益 (仮払消費税に係るもの)	③	0	25	25	0	0	0
	④仕入高の損金算入額	④						△ 7,600
	(増益所得・更正金額) ②+③+④	⑤	0	152,535	152,535	0	0	△ 7,600
	所得金額 ①+②+③+④	⑥	△ 1,950,257	△ 1,797,722	△ 1,797,722	△ 1,950,257	△ 1,950,257	△ 1,957,857
	翌期繰越欠損金	⑦	1,960,257	1,797,722	1,797,722	1,950,257	1,950,257	1,950,257
	所得金額に対する税額	⑧	0	0	0	0	0	0
	控除税額	⑨	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	⑩	0	0	0	0	0	0
	法人税額	⑪	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税	⑫			0	0		0
	重加算税	⑬			0	0		0
事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成23年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855
	② -	②	-	-	-	-	-	-
	③ -	③	-	-	-	-	-	-
	(増益所得・更正金額) ②+③	④	0	0	0	0	0	0
	所得金額 ①+②+③	⑤	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855	△ 10,965,855
	翌期繰越欠損金	⑥	12,916,112	12,763,577	12,763,577	12,916,112	12,916,112	12,916,112
	所得金額に対する税額	⑦	0	0	0	0	0	0
	控除税額	⑧	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	⑨	0	0	0	0	0	0
	法人税額	⑩	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税	⑪			0	0		0
	重加算税	⑫			0	0		0

一覧表（控訴人C）（法人税）

（別表3）

（単位：円）

事業年度	区分 項目	順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	裁決	本訴原告主張額	相手主張額	裁判所の認定
平成24年6月期	年月日		期限内	平25.6.26	平27.6.26 棄却	平27.10.29		
	①確定申告額	①	△ 7,376,203	△ 7,376,203	△ 7,376,203	△ 7,376,203	△ 7,376,203	△ 7,376,203
	②仕入過大	②	0	586,709	586,709	0	0	0
	③雑損 (仮払消費税に係るもの)	③	0	△ 65	△ 65	0	0	0
	④仕入高の損金算入 覚	④	0	0	0	0	0	△ 29,400
	(増益所得・更正金額) ②+③+④	⑤	0	586,644	586,644	0	0	△ 29,400
	所得金額 ①+②+③+④	⑥	△ 7,376,203	△ 6,789,559	△ 6,789,559	△ 7,376,203	△ 7,376,203	△ 7,405,603
	翌期繰越欠損金	⑦	20,292,315	19,553,136	19,553,136	20,292,315	20,292,315	20,292,315
	所得金額に対する税額	⑧	0	0	0	0	0	0
	控除税額	⑨	0	0	0	0	0	0
	(差引法人税額)	⑩	0	0	0	0	0	0
	法人税額	⑪	0	0	0	0	0	0
	過少申告加算税	⑫			0	0		
重加算税	⑬			0	0			0

一覧表（控訴人C）（消費税）

（単位：円）

課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定	
	項目	年月日		期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却		
平成18年6月課税期間	消費税	課税標準額	①	359,380,000	359,380,000	359,380,000	359,380,000	359,380,000	359,380,000		
		消費税額	②	14,375,200	14,375,200	14,375,200	14,375,200	14,375,200	14,375,200		
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	12,241,114	12,135,954	12,241,114	12,135,954	12,241,114	12,135,954	
			(返還等対価に係る税額)	④	34,129	34,129	34,129	34,129	34,129	34,129	
			(貸倒れに係る税額)	⑤	33,814	33,814	33,814	33,814	33,814	33,814	
			小計	⑥	12,309,057	12,203,897	12,309,057	12,203,897	12,309,057	12,203,897	
		②-⑥	⑦	2,066,143	2,171,303	2,066,143	2,171,303	2,066,143	2,171,303		
		納付すべき消費税額	⑧	2,066,100	2,171,300	2,066,100	2,171,300	2,066,100	2,171,300		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	2,066,100	2,171,300	2,066,100	2,171,300	2,066,100	2,171,300		
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	516,500	542,800	516,500	542,800	516,500	542,800		
		過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	13,000	
		重加算税の額	⑫	-	45,500	0	45,500	0	45,500	0	
平成19年6月課税期間	消費税	課税標準額	①	271,664,000	271,664,000	271,664,000	271,664,000	271,664,000	271,664,000	271,664,000	
		消費税額	②	10,866,560	10,866,560	10,866,560	10,866,560	10,866,560	10,866,560	10,866,560	
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	9,160,557	8,952,147	9,160,557	8,952,147	9,160,557	8,955,192	9,066,157
			(返還等対価に係る税額)	④	10,916	10,916	10,916	10,916	10,916	10,916	10,916
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0	0	0	0	0	0	0
			小計	⑥	9,171,473	8,963,063	9,171,473	8,963,063	9,171,473	8,966,108	9,077,073
		②-⑥	⑦	1,695,087	1,903,497	1,695,087	1,903,497	1,695,087	1,900,452	1,789,487	
		納付すべき消費税額	⑧	1,695,000	1,903,400	1,695,000	1,903,400	1,695,000	1,900,400	1,789,400	
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	1,695,000	1,903,400	1,695,000	1,903,400	1,695,000	1,900,400	1,789,400	
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	423,700	475,800	423,700	475,800	423,700	475,100	447,300	
		過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	13,000	
		重加算税の額	⑫	-	91,000	0	91,000	0	87,500	38,500	
平成20年6月課税期間	消費税	課税標準額	①	190,568,000	190,568,000	190,568,000	190,568,000	190,568,000	190,568,000		
		消費税額	②	7,622,720	7,622,720	7,622,720	7,622,720	7,622,720	7,622,720		
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	6,297,863	6,287,514	6,297,863	6,287,514	6,297,863	6,287,514	
			(返還等対価に係る税額)	④	18,807	18,807	18,807	18,807	18,807	18,807	
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0	0	0	0	0	0	
			小計	⑥	6,316,670	6,306,321	6,316,670	6,306,321	6,316,670	6,306,321	
		②-⑥	⑦	1,306,050	1,316,399	1,306,050	1,316,399	1,306,050	1,316,399		
		納付すべき消費税額	⑧	1,306,000	1,316,300	1,306,000	1,316,300	1,306,000	1,316,300		
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	1,306,000	1,316,300	1,306,000	1,316,300	1,306,000	1,316,300		
		納付すべき譲渡割額(地方消費税額)	⑩	326,500	329,000	326,500	329,000	326,500	329,000		
		過少申告加算税の額	⑪	-	0	0	0	0	0	0	
		重加算税の額	⑫	-	0	0	0	0	0	0	

一覧表（控訴人C）（消費税）

（単位：円）

課税期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目											
平成 21年 6月 課税 期間	年月日			期限内	—	—	—	—	—	—		
	消費税	課税標準額	①	143,741,000								
		消費税額	②	5,749,640								
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	4,860,580							
			(返還等対価に係る税額)	④	24,125							
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0							
			小計	⑥	4,884,705							
			②-⑥	⑦	864,935							
		納付すべき消費税額	⑧	864,900								
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	864,900								
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	216,200								
		過少申告加算税の額	⑪	—								
	重加算税の額	⑫	—									
平成 22年 6月 課税 期間	年月日			期限内	平25.6.26	平25.8.16 全部取消	平25.11.15 棄却	平25.12.10 全部取消	平27.6.26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	122,709,000	122,709,000	122,709,000	122,709,000	122,709,000	122,709,000	122,709,000		
		消費税額	②	4,908,360	4,908,360	4,908,360	4,908,360	4,908,360	4,908,360	4,908,360		
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	4,242,798	4,236,698	4,242,798	4,236,698	4,242,798	4,236,698	4,236,698	
			(返還等対価に係る税額)	④	12,355	12,355	12,355	12,355	12,355	12,355	12,355	
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0	0	0	0	0	0	0	
			小計	⑥	4,255,153	4,249,053	4,255,153	4,249,053	4,255,153	4,249,053	4,249,053	
			②-⑥	⑦	653,207	659,307	653,207	659,307	653,207	659,307		
		納付すべき消費税額	⑧	653,200	659,300	653,200	659,300	653,200	659,300			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	653,200	659,300	653,200	659,300	653,200	659,300			
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	163,300	164,800	163,300	164,800	163,300	164,800			
		過少申告加算税の額	⑪	—	0	0	0	0	0	0		
	重加算税の額	⑫	—	0	0	0	0	0	0			
平成 23年 6月 課税 期間	年月日			期限内	—	—	—	—	—	—		
	消費税	課税標準額	①	120,102,000								
		消費税額	②	4,804,080								
		控除税額	(控除対象仕入税額)	③	4,304,933							
			(返還等対価に係る税額)	④	29,799							
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0							
			小計	⑥	4,334,732							
			②-⑥	⑦	469,348							
		納付すべき消費税額	⑧	469,300								
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	469,300								
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	117,300								
		過少申告加算税の額	⑪	—								
	重加算税の額	⑫	—									

## 一覧表（控訴人C）（消費税）

（単位：円）

課税 期間	区分		順号	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	裁判所の認定		
	項目	年月日										
平成 24年 6月 課税 期間				期限内	平25. 6. 26	平25. 8. 16 全部取消	平25. 11. 15 棄却	平25. 12. 10 全部取消	平27. 6. 26 棄却			
	消費税	課税標準額	①	143,938,000	143,938,000	143,938,000	143,938,000	143,938,000	143,938,000	143,938,000		
		消費税額	②	5,757,520	5,757,520	5,757,520	5,757,520	5,757,520	5,757,520	5,757,520		
		控除 税額	(控除対象仕入税額)	③	5,074,224	5,050,756	5,074,224	5,050,756	5,074,224	5,050,756	5,050,756	
			(返還等対価に係る 税額)	④	7,311	7,311	7,311	7,311	7,311	7,311	7,311	
			(貸倒れに係る税額)	⑤	0	0	0	0	0	0	0	
			小計	⑥	5,081,535	5,058,067	5,081,535	5,058,067	5,081,535	5,058,067	5,058,067	
			②-⑥	⑦	675,985	699,453	675,985	699,453	675,985	699,453		
		納付すべき消費税額	⑧	675,900	699,400	675,900	699,400	675,900	699,400			
	地方消費税	課税標準となる消費税額	⑨	675,900	699,400	675,900	699,400	675,900	699,400			
		納付すべき譲渡割額 (地方消費税額)	⑩	168,900	174,800	168,900	174,800	168,900	174,800			
		過少申告加算税の額	⑪	—	0	0	0	0	0	0		
	重加算税の額	⑫	—	7,000	0	7,000	0	7,000	0			